

# 第五章 人事

## 三 京都帝国大学総長職務規程

〔一二〕  
文部省訓令

一八九七(明治三〇)年七月一四日

京都帝国大学総長

京都帝国大学総長職務規程左之通相定ム

明治三十年七月十四日

文部大臣 侯爵 蜂須賀茂韶印

## 一 総長

京都帝国大学総長職務規程

### 一 帝国大学令一部改正〔総長を規定〕

〔一二〕  
勅令第三二号

一八九三(明治二六)年八月一〇日(官報八月一日)

### 第五条 〔本文は五頁参照〕

行ニ任ス  
學術研究ノ為ニ高等官ヲ内地ニ出張セシムルハ総長ノ判  
ルコトヲ得

第二条 総長ハ高等官ノ事務分課ヲ命スルコトヲ得

### 二 京都帝国大学官制〔総長を規定〕

〔一二〕

勅令第二一一号

一八九七(明治三〇)年六月一八日(官報六月二二日)

第四条 左ノ事項ハ文部大臣ノ許可ヲ受ケテ後施行スヘシ

第一 学科課程ノ設定及變更ニ関スル事

第二 規則ノ設定及變更ニ関スル事

### 第二条 〔本文は二九二頁参照〕

但委任条件ノ範圍内ニ於テ処務細則ヲ設クルハ此ノ限

ニ在ラス

第三 授業料試験料其他諸収入金ノ定率ヲ定ムル事

第四 外国人ヲ雇入レ其契約ヲ定メ若クハ契約期限内ニ

雇ヲ止ムル事

第五 地所及建物ヲ増減スル事

第六 歳入歳出予算ニ依ルノ外新ニ義務ヲ負担シ及權利

ヲ棄却スル事

第七 図書ヲ印行スル事

但規則書其他例規アルモノハ此ノ限ニ在ラス

第八 経費中ノ目ヲ流用スル事

第九 八日以外臨時休業スル事

第十 右ノ外例規ナキ重大ノ事件ヲ処置スル事

第五條 総長ハ毎會計年度ノ終ニ於テ前年ノ功程ヲ具ヘ文

部大臣ニ報告スヘシ

改正 明三一文訓、明三五文訓

帝国大学総長職務規程左ノ通定ム

大正七年九月十八日

文部大臣 岡田良平

帝国大学総長職務規程

第一條 高等官ノ除服出仕暇願及高等官居住地外居住他官庁

其ノ他ノ事業囑託ニ応スルノ願及高等官ヲ内地ニ出張セ

シムルハ総長ノ判行ニ任ス

第二條 総長ハ高等官ニ事務分課ヲ命シ又ハ附属庁ニ在勤

ヲ命スルコトヲ得

第三條 総長事故アルトキハ文部大臣ノ許可ヲ經テ高等官

ヲシテ其ノ事務ヲ代理セシムルコトヲ得

第四條 左ノ事項ハ文部大臣ノ許可ヲ受ケテ後施行スヘシ

第一 学科課程ノ設定及變更ニ関スルコト

第二 規則ノ設定及變更ニ関スルコト

但シ附属ノ院館場園ノ内部規則ヲ定メ及既定規

則ノ範圍内ニ於テ其ノ細則ヲ設クルハ此ノ限ニ

在ラス

四 帝国大学総長職務規程

〔二二〕 文部省訓令

一九一八(大正七)年九月一八日

帝国大学総長

ヲ棄却スルコト

第六 講座、学科課程ニ關係シ又ハ規則ノ設定變更ヲ要スル事項ヲ条件トスル寄附ヲ受クルコト

第七 八日以上臨時休業スルコト

第八 右ノ外例規ナキ重大ノ事件ヲ処理スルコト

## 五 総長選挙手続

〔一八〕

一九一九(大正八)年四月一七日

### 総長選挙手続

第一条 京都帝国大学教授ハ三名連記無記名投票ノ方法ニ

依リ京都帝国大学教授中ヨリ十名ノ総長候補者ヲ選定ス

前項ノ候補者ハ得票多数ナル者ヨリ順次ニ之ヲ採ル但シ

第十位ノ者ト得票同数ナル者数人アリタルトキ八十名ヲ

超ユト雖モ総テ之ヲ候補者トス

第二条 京都帝国大学教授ハ二名連記無記名投票ノ方法ニ

依リ前条ノ候補者中ヨリ二名ノ確定候補者ヲ選定ス

前項ノ確定候補者ハ得票多数ナル者ヨリ順次ニ之ヲ採ル

但シ第二位ノ者ト得票同数ナルモノ数人アリタルトキハ

二名ヲ超ユト雖モ総テ之ヲ確定候補者トス

第三条 京都帝国大学教授ハ前条ノ確定候補者及ヒ現任総

長ノ中ヨリ総長ヲ選定ス

前項ノ場合ニ於テハ投票ノ過半数ヲ得タル者ヲ以テ当选者トス

若シ過半数ヲ得タル者ナキトキハ高点者二人ニ就キ決選

投票ヲ行ヒ第二位ノ高点者ト同点者アルトキハ其同点者

全部ヲ含ミテ決選投票ヲ行フ其結果同点ナルトキハ年長

者ヲ以テ当选者トス

当选者就職ヲ辞退シタルトキハ爾余ノ本条第一項ノ被選

挙者ノ中ニ就キ更ニ前項ノ手続ニ依リ総長ヲ選定ス其当

選者モ亦辞退シタルトキハ之ニ準ス

第四条 総長ノ選挙ハ各学部長ノ監督ノ下ニ事務官ヲシテ

之ヲ行ハシム

第五条 総長ノ選挙ハ成可ク総長改選ノ年ノ三月中ニ結了

セシムヘシ

第六条 第一条ノ総長候補者ノ選挙ヲ行フニハ選挙期日ニ

週間前ニ投票用紙ヲ配付スヘシ此ノ場合ニ於テハ内地旅

行者ニモ亦之ヲ配付スルヲ要ス

其他ノ選挙ニ関シテハ投票用紙ハ任地ニ在ル者ノミニ限

リ之ヲ配付ス

第七条 投票ハ各学部長立会ノ上事務官之ヲ開封ス

改正 昭三・六・二八

(注) 一九二八・六・二八総長候補者選挙手続に改称。

六 総長候補者銓衡手続内規

〔二五〕  
評議会決定  
一九三八(昭和二三)年一月一〇日

総長候補者銓衡手続内規

第一条 総長辞職セントスルトキハ以下定ムルトコロニ從

ヒ後任候補者ヲ銓衡ス総長死亡シタルトキ又ハ銓衡ノ手  
続ヲ行ハステ退職シタルトキハ総長代理者之ヲ行フ

第二条 総長又ハ総長代理者ハ各学部長ニ対シ総長候補者

ノ銓衡ヲ行フ旨ヲ通告シ且全教授ニ対シ期日ヲ定メ各総  
長候補者ヲ答申スヘキ旨ヲ命ス

第三条 総長又ハ総長代理者ハ各学部長ニ対シ学部教授中

ヨリ各三名ノ協議員ヲ推薦セシメ前条答申ノ期日ニ協議  
員会ヲ召集ス

第四条 教授ハ各答申番号ヲ記シタル用紙ヲ以テ現総長並

ニ教授中ヨリ候補者二名ヲ連記シ答申ヲ為スヘシ  
各学部長ハ各学部教授ノ答申ヲ取纏メ協議員会ノ期日ニ

之ヲ総長ニ提出ス

第五条 第二条ノ通告アリタル日ヨリ三十日後ノ日迄ニ滿

六十歳ニ達スル教授ハ総長候補者タル資格ヲ有セス現任  
総長ニツキ亦同シ

前項ノ日迄ニ滿六十歳ニ達セサル者ト雖モ協議員会ノ日  
迄ニ滿六十歳ニ達シタル場合ニハ其ノ資格ヲ失フ

第六条 総長又ハ総長代理者ハ協議員会ヲ開キ書記官及庶  
務課長ヲシテ教授ノ答申ヲ取調ヘシム

前項ノ答申ノ取調ハ八年長協議員二名ノ立会アルコトヲ要  
ス

第七条 総長又ハ総長代理者ハ教授ノ答申多数ヲ得タル者  
十名ニツキ協議員会ニ諮詢ス

答申多数者ノ順位ハ答申数ノ順序ニ依リ答申数同数ナル  
者ハ年齢順ニ依ル但シ第十位ノ者ト答申同数ナル者数名  
アルトキハ總テ之ヲ十名ニ加フ

第八条 協議員ハ協議員会ニ於テ各答申番号ヲ記シタル用  
紙ヲ以テ候補者二名ヲ連記シ答申ヲ為スヘシ

第九条 総長又ハ総長代理者ハ書記官並ニ庶務課長ヲシテ  
前条ノ答申ヲ取調ヘシム此ノ場合ニ於テ第六条第二項ノ  
規定ヲ準用ス

第十条 総長又ハ総長代理者ハ協議員ノ答申多数ヲ得タル  
者三名ニツキ更ニ協議員会ニ諮詢ス

第七條第二項ハ前項ノ場合ニ之ヲ準用ス

第十一條 協議員前條ノ答申ヲ為スニハ協議員會ニ於テ各  
答申番号ヲ記シタル用紙ヲ以テ候補者一名ヲ記シ之ヲ為  
スヘシ

前項答申ノ取調ニ付テハ第九條ノ規定ヲ準用ス

第十二條 前條答申ノ結果過半数ヲ得タルモノナキトキハ  
答申多數ナル者二名ニツキ更ニ答申ヲ為サシム但シ答申  
數最モ多キ者三名以上同數ナルトキハ先ツ同數ナル者ノ  
全員ニツキ又答申多數ヲ得タル者ノ第二位ノ者ト同數ノ  
者二名以上アリタルトキハ先ツ同數ナル者ニツキ答申ヲ  
為サシメ第七條第二項本文ノ規定ニ從ヒ答申數最モ少キ  
者又ハ年少者ヲ除キ答申多數ナル者二名ヲ得ルニ至ル迄  
之ヲ繰返スモノトス

前項本文ノ場合ニ於テ答申多數ナル者ニ該當スル協議員  
ハ答申ヲ為スコトヲ得サルモノトス

第十一條ノ規定ハ第一項ノ答申並ニ答申ノ取調ニ之ヲ準  
用ス

第十三條 前條ノ答申ノ結果答申過半数ニ達スル者ナキト  
キハ第七條第二項本文ノ規定ニ從ヒ其ノ順位ヲ定ム

附 則

第一條 總長代理者ヲ置クヘキ場合ニ於テハ學部長中ノ年

長者ヲ文部大臣ニ推薦ス

第二條 本内規ノ解釈ニツキ疑義アル場合ニハ評議會之ヲ  
決ス

補 則

一、總長慣行ニ依リ辭職セントスルトキハ本内規第二條  
ノ通告ハ更迭時期ヨリ三十日前ニ之ヲ為スコトヲ要  
ス

二、答申番号ハ其ノ都度之ヲ定ム

三、候補者資格者名簿ハ各學部別官等順ニ依リ官等同シ  
キ者ハ其ノ發令順ニ依ル

四、協議員ニ配布スヘキ答申多數者ノ名簿ハ答申數ノ順  
序ニ依リ同數ナル者ハ年齡順ニ依ル

五、兼任教授ハ總長候補者資格並ニ答申資格ヲ有セス

六、本規定第五條ニ依リ日數ノ計算ハ通告アリタル日ノ  
翌日ヨリ起算シ三十日目迄ヲ含ム

七、協議員會ノ期日迄ニ新ニ教授ニ任セラレタル者ニ對  
シテモ出來得ル限り答申用紙ヲ配布ス

八、氏名ノ文字ニ誤アルモ或候補者ヲ指示シタルコト明  
ナル答申ハ之ヲ有効トス

九、無資格者又ハ不明ナル氏名ヲ記載シタル答申ハ之ヲ  
無効トス

十、二名連記答申ノ場合ニ二名ヲ記載セサルモノハ之ヲ無効トス

十一、本手続中総長代理者ト謂フハ総長在職中ノ総長代理者ヲ包含セス

申合

本内規ハ新総長就任ノ上改メテ委員会ヲ設ケ之ヲ検討スルモノトス

## 七 学長選考基準

〔六〕  
達示第一二六号

一九四九(昭和二四)年九月一五日

### 京都大学学長選考基準

第一条 学長採用の選考は評議員及び部局長で組織する協議会がこの基準により行ふ。

第二条 協議会は左の場合学長候補者を選考する。

一 学長任期満了のとき

二 学長が辞任を申出たとき

三 学長欠員となつたとき

第三条 学長候補者は本学の学長及び専任教授中から選考する。

第四条 協議会は学長候補者を選考するため本学専任教授全員をして無記名投票により選挙を行わせる。

第五条 選挙資格及び被選挙資格を有する者は選挙通告の日現に教授である者に限る。但し選挙の日までに退官した教授は資格を有しない。

第六条 学長候補者の選挙事務は協議会が管理する。

第七条 協議員が学長候補者となつたときは選挙管理の事務から退かなければならない。

第八条 協議会は選挙を行う旨及び選挙の期日を学長辞職予定日三十日以前に教授に通告する。

投票用紙は選挙当日協議会から学部長、分校主事、研究所長に当該部局の所要枚数を交付する。

不在投票及び代理投票は認めない。

投票は一人一票とする。

選挙は一日中に完了する。

第九条 開票の立会は協議会で選出した協議員五名をもつて行ふ。

第十条 学部長、分校主事、研究所長はその部局の投票を取纏めて協議会に提出する。

第十一条 学長及び専任教授中二名連記の投票により得票数の十名を第一次学長候補者とする。但し末位に得票

同数の者があるときは第一次学長候補者に加える。

第十二条 第一次候補者中単記投票により得票多数の三名を第二次学長候補者とする。但し末位に得票同数の者があるときは第二次候補者に加える。

第十三条 第二次候補者中単記投票により得票過半数の者を学長候補当選者とする。

得票過半数の者がないときは得票多数の二名につき投票し、得票多数の者を当選者とする。

得票同数の者があるときは年長者を先順位とする二名につき投票し、得票多数の者を当選者とする。この場合得票同数のときは年長者を当選者とする。

第十四条 学長候補当選者は当選を辞退することができない。但し已むを得ない事情のあるときは協議会の承認を得て辞退することができる。

前項の場合協議会が辞退を承認したときは次位者を当選者とする。

第十五条 協議会は選挙の結果に基づき学長候補者を選考して学長に報告する。

第十六条 学長の任期は四年とし再選を妨げない。但し任期通算六年を超えることができない。

第十七条 学長代理者を置く必要のあるときは年長の学部

長を充てる。

第十八条 この基準の実施又は解釈につき疑義のあるときは協議会がこれを決する。

#### 附 則

この基準は昭和二十四年九月十五日から施行する。  
第十六条の規定はこの基準施行の日に現に学長であるものに適用する。

#### 補 則

- 一 選挙投票者名簿は協議会が部局別に作成して保存する。
- 二 選挙当日の投票者に異動のあつたとき協議会はその都度投票者名簿を訂正する。
- 三 投票用紙は協議会から交付したものに限る。
- 四 候補者名簿は得票順に記載する。但し得票同数のときは年長順による。
- 五 候補者の氏名が明かでない投票は無効とする。但し氏名の文字に誤りがあつても特定の候補者を指示したことが明かであるときはこの限りでない。

改正 昭二九・五・一一学長裁定

〔注〕一九六六・六・二一達示第一一号で全部改正。

八 学長を総長に改称\*

一九五四(昭和一九)年六月八日  
〔一五〕

要望事項

「学長」を「総長」に名称改正方について西原評議員より  
発言あり、これに対し一同賛意を表せり

九 総長選考基準

〔一六〕  
達示第一一号  
一九六六(昭和四一)年六月二一日

京都大学総長選考基準

第一条 総長の選考は、この基準により行なう。

第二条 協議会は、次の各号の一に該当する場合に、総長候補者を選考する。

一 総長の任期が満了するとき。

二 総長が辞任を申し出たとき。

三 総長が欠けたとき。

第三条 総長候補者は、総長および専任の教授のうちから  
選考する。

第四条 協議会は、総長候補者を選考するため、選挙資格  
を有する者に選挙を行なわせる。

第五条 選挙資格を有する者は、選挙通告の日に現に専任  
の教授、助教授または講師である者とする。

第六条 被選挙資格を有する者は、選挙通告の日に現に総  
長または専任の教授である者とする。

第七条 前二条に規定する者が選挙施行の日までに退職し  
たときは、選挙資格または被選挙資格を失なう。

第八条 選挙に関する事務は、協議会が管理する。

第九条 協議会は、選挙施行の期日を定め、選挙資格を有  
する者に通告する。

2 前項の通告は、第二条第一号による場合には総長の任  
期が満了する日の三十日以前に、同条第二号および第三  
号による場合にはできるだけだけすみやかに行なう。

第十条 選挙は、無記名の投票により行ない、一日中に完  
了する。

2 投票は、一人一票とする。

3 不在投票および代理投票は認めない。

第十一条 開票の立会は、協議会が選出する協議員八名を  
もつて行なう。

第十二条 協議会は、第一次総長候補者を定めるため、二  
名連記による選挙を行なわせる。

2 第一次総長候補者は、前項の選挙において得票多数の

者十五名とする。

第十三条 協議会は、第二次総長候補者を定めるため、単記による選挙を行なわせる。

2 第二次総長候補者は、前項の選挙において得票多数の者三名とする。

第十四条 前二条の選挙において末位に得票同数の者があるときは、当該候補者に加える。

第十五条 協議会は、第三次総長候補者を定めるため、単記による選挙を行なわせる。

2 第三次総長候補者は、前項の選挙において得票過半数の者とする。

3 第一項の選挙において、得票過半数の者がないときは、得票多数の者二名について、決選投票を行なわせる。第一項の選挙において、得票同数の者があることにより決選投票を行なうべき者が二名をこえるときは、年長者を先順位とする。

4 前項の決選投票において、得票多数の者を第三次総長候補者とする。ただし、得票同数のときは、年長者を第三次総長候補者とする。

第十六条 協議会は、第十二条および前条の選挙にさいし、あらかじめ候補者の名簿を選挙資格を有する者に送付す

る。

2 第一次総長候補者の名簿は、五十音順に、その他の名簿は、得票順に記載する。

第十七条 協議員が候補者となつたときは、当該選挙の事務から退かなければならない。

第十八条 協議会は、選挙の結果に基づき、総長候補者を選考する。

2 第三次総長候補者は、前項の選考を辞退することができない。

第十九条 第三次総長候補者がやむを得ない事情により協議会の承認を得て選考を辞退したときは、第二次総長候補者中その者を除いた候補者について選挙を行ない、得票多数の者を第三次総長候補者とする。ただし、決選投票による第三次総長候補者が辞退したときは、次位者を第三次総長候補者とする。

第二十条 総長の任期は、四年とし、再任をさまたげない。ただし、通算六年をこえることができな

第二十一条 この基準に定めるもののほか、この基準の実施に關し必要な事項は、協議会が定める。

附 則

この規程は、昭和四十一年六月二十一日から施行する。

改正 昭四八・一〇・一六達示二八号

## 二 総長特別補佐

### 一 総長特別補佐に関する規程

〔六〕  
達示第五号

一九九五(平成七)年二月七日

京都大学総長特別補佐に関する規程

第一条 総長の職務を補佐するため、総長特別補佐(以下「特別補佐」という。)若干名を置く。

第二条 特別補佐は、総長の指示する任務を行う。

第三条 特別補佐は、専任の教授のうちから、総長が評議会承認を得て、委嘱する。

第四条 特別補佐の任期は、二年とする。ただし、委嘱する総長の任期の終期を超えることはできない。

2 特別補佐が欠けた場合、補欠の特別補佐の任期は、前任者の残任期間とする。

第五条 この規程に定めるもののほか、特別補佐に関し必要な事項は、別に定める。

附則

この規程は、平成七年二月七日から施行する。

〔注〕一九九八・四・九達示第一八号で廃止。

## 二 副学長

### 一 国立学校設置法施行規則一部改正(抄)〔副学長設置〕

〔二〕

文部省令第二二号

一九九八(平成一〇)年四月九日

国立学校設置法施行規則の一部を改正する省令

国立学校設置法施行規則(昭和三十九年文部省令第十一号)の一部を次のように改正する。

〔中略〕

別表第一 滋賀医科大学の項の次に次のように加える。

京都大学

二

〔中略〕

別表第一の二三重大学の項の次に次のように加える。

京都大学

〔中略〕

附 則

1 この省令は、公布の日から施行する。

〔以下略〕

〔注〕別表第一は副学長の設置大学名と数を定めた第二条関係、別表第一の二は副学長にその大学の教授をもつて充てることを定めた第二条第二項関係。

二 副学長選考規程

〔六〕

達示第一八号

一九九八(平成一〇)年四月九日

京都大学副学長選考規程

第一条 京都大学副学長(以下「副学長」という。)の候補者の選考及び任期については、この規程の定めるところによる。

第二条 副学長候補者は、京都大学の専任の教授をもつて充て、総長が評議会の承認を得て、選考する。

第三条 副学長の任期は、二年とする。ただし、選考する総長の任期の終期を超えることはできない。

2 副学長が欠けた場合、補欠の副学長の任期は、前任者の残任期間とする。

附 則

1 この規程は、平成十年四月九日から施行する。

2 この規程施行後、初めて任命される副学長候補者は、この規程にかかわらず、あらかじめ総長が評議会の承認を得て、選考した者とする。

3 京都大学総長特別補佐に関する規程(平成七年達示第一五号)は、廃止する。

三 厚生補導担当の副学長の職務を定める規程

〔六〕

達示第一九号

一九九八(平成一〇)年四月九日

第一条 厚生補導担当の副学長の職務を定める規程

第一条 総長は、副学長のうち一名に、厚生補導担当を命ずるものとする。

第二条 厚生補導担当を命ぜられた副学長は、学生の厚生補導に関する事務を掌理し、当該事務に関し事務局職員を指揮監督するものとする。

第三条 この規程に定めるもののほか、厚生補導担当の副学長の職務に関し必要な事項は、総長が定める。

附 則

この規程は、平成十年四月九日から施行する。

## 四 教 職 員

### (一) 服 務 ・ 懲 戒

#### 一 文官分限令

勅令第六十二号

一八九九(明治三十二年)三月二十七日(官報三月二十八日)

朕枢密顧問ノ諮詢ヲ經テ文官分限令ヲ裁可シ茲ニ之ヲ公布セシム

御名 御璽

明治三十二年三月二十七日

内閣總理大臣 侯爵 山縣有朋

勅令第六十二号

文官分限令

第一条 本令ハ親任式ヲ以テ叙任スル官、公使、秘書官及法令ニ別段ノ規定アルモノヲ除クノ外一般ノ文官ニ適用ス

第二条 官吏ハ刑法ノ宣告、懲戒ノ処分又ハ本令ニ依ルニ非サレハ其ノ官ヲ免セラルルコトナシ

第三条 官吏左ノ各号ノ一ニ該当スルトキハ其ノ官ヲ免スルコトヲ得

一 不具、廢疾ニ因リ又ハ身体若ハ精神ノ衰弱ニ因リ職務ヲ執ルニ堪ヘサルトキ

二 傷痍ヲ受ケ若ハ疾病ニ罹リ其ノ職ニ堪ヘサルニ因リ又ハ自己ノ便宜ニ因リ免官ヲ願出タルトキ

三 官制又ハ定員ノ改正ニ因リ過員ヲ生シタルトキ前項第一号ニ依リ其ノ官ヲ免スルトキハ高等官ニ在テハ

文官高等懲戒委員会、判任官ニ在テハ文官普通懲戒委員会ノ審査ニ付ス

第四条 官吏ハ廢官若ハ廢庁ノ場合ニ於テハ当然退官者トス

第五条 第十一条第一項第三号及第四号ニ依リ休職ヲ命セラレ滿期ニ至リタルトキハ当然退官者トス

第六条 官吏ハ其ノ意ニ反シテ同等官以下ニ転官セラルルコトナシ

第七条 文官高等懲戒委員会ニ顧問医二人ヲ置ク審査上必要ノ場合ニ於テハ臨時顧問医ヲ加フルコトヲ得

第八条 文官普通懲戒委員会ニ臨時顧問医ヲ置ク

第九条 懲戒委員会ハ本令ニ依ル審査ヲ為ス前予メ顧問医ノ意見ヲ徴スヘシ

第十条 第三条第二項ニ依ル懲戒委員会ノ審査ニ関シテハ文官懲戒令第十二条第十三条第二十四条第二十五条第二十九条乃至第三十四条ノ規定ヲ準用ス

第十一条 官吏左ノ各号ノ一ニ該当スルトキハ休職ヲ命スルコトヲ得

一 懲戒令ノ規定ニ依リ懲戒委員会ノ審査ニ付セラレタルトキ

二 刑事事件ニ関シ告訴若ハ告発セラレタルトキ

三 官制又ハ定員ノ改正ニ因リ過員ヲ生シタルトキ

四 官庁事務ノ都合ニ依リ必要ナルトキ

前項休職ノ期間ハ第一号及第二号ノ場合ニ在テハ其ノ事件ノ懲戒委員会又ハ裁判所ニ繫属中トシ第三号及第四号ノ場合ニ在テハ滿三年トス

第十二条 休職者ハ其ノ本官ヲ奉シテ職務ニ従事セス其ノ他総テ在職官吏ト異ナルコトナシ

前条第一項第三号及第四号ニ依リ休職ヲ命セラレタル者ニハ本属長官ハ事務ノ都合ニ依リ何時ニテモ復職ヲ命スルコトヲ得

第十三条 第十一条ニ依リ休職ヲ命セラレタル者ニハ其ノ

休職中俸給ノ三分ノ一ヲ給ス

第十四条 免官ハ勅任官ニ在テハ内閣総理大臣、奏任官ニ在テハ内閣総理大臣ヲ經テ本属長官奏請シ裁可ニ依リ之ヲ行フ

休職ハ勅任官ニ在テハ内閣総理大臣奏請シ裁可ニ依リ之ヲ行ヒ奏任官ニ在テハ内閣総理大臣ノ認可ヲ經テ本属長官之ヲ命ス其ノ復職ヲ命スルトキ亦同シ

附 則

第十五条 本令ハ明治三十二年四月十日ヨリ施行ス

官吏非職條例、明治二十三年勅令第二百八十六号其ノ他従前ノ命令ニシテ本令ノ規定ニ抵触スルモノハ本令施行ノ日ヨリ廃止ス

第十六条 本令施行前官吏非職條例又ハ明治二十三年勅令第二百八十六号ニ依リ非職又ハ休職ヲ命セラレ未タ滿期ニ至ラサル者ハ本令第十一条第一項第四号ノ休職者ニ関スル規定ヲ適用ス但シ本令第十三条ハ此ノ限ニ在ラス

第十七条 本令中休職トアルハ他ノ法令ニ於テ規定スル非職ト看做ス

改正 明三六勅令一五六、昭七勅令二五三、昭一六勅令九、昭二一勅令一九三、昭三政令一〇、法律一九五、昭二三法律二六  
(注) 一九四六・四・一勅令第一九三号で官吏分限令に改称。

一九四七・四・一八法律第七二号で失効。一九四七・一〇・  
二一法律第一二二号で効力持続。

二 文官懲戒令

勅令第六三三号  
一八九九(明治三二)年三月二十七日(官報三月二十八日)

朕枢密顧問ノ諮詢ヲ經テ文官懲戒令ヲ裁可シ茲ニ之ヲ公布  
セシム

御名 御璽

明治三十二年三月二十七日

内閣総理大臣 侯爵 山縣有朋

勅令第六十三号

文官懲戒令

第一章 総則

第一条 親任式ヲ以テ叙任スル官及法令ニ別段ノ規定アル

モノヲ除クノ外官吏ハ本令ニ依ルニ非サレハ懲戒ヲ受ク

ルコトナシ

第二条 官吏ノ懲戒ヲ受クヘキ場合左ノ如シ

一 職務上ノ義務ニ違背シ又ハ職務ヲ怠リタルトキ

二 職務ノ内外ヲ問ハス官職上ノ威厳又ハ信用ヲ失フヘ

キ所為アリタルトキ

第三条 懲戒ハ左ノ如シ

一 免官

二 減俸

三 譴責

第四条 免官ノ処分ヲ受ケタル者ハ其ノ官職ヲ失ヒタル日

ヨリ二年間官職ニ就クコトヲ得ス

免官ノ処分ヲ受ケ其ノ情重キ者ハ位記ヲ返上セシム

第五条 減俸ハ一月以上一年以下年俸月割額若ハ月俸ノ三

分一以下ヲ減ス

第六条 勅任官ノ免官及減俸ハ懲戒委員会ノ議決ヲ具シ内

閣総理大臣之ヲ奏請シ奏任官ノ免官ハ懲戒委員会ノ議決

ヲ具シ内閣総理大臣ヲ經テ本属長官之ヲ奏請シ裁可ニ依

リ之ヲ行フ

奏任官ノ減俸及判任官ノ免官及減俸ハ懲戒委員会ノ議決

ニ依リ本属長官之ヲ行フ

譴責ハ本属長官之ヲ行フ

第七条 懲戒ニ付セラルヘキ事件刑事裁判所ニ繫属スル間

ハ同一事件ニ対シ懲戒委員会ヲ開クコトヲ得ス

懲戒委員会ノ議決前懲戒ニ付スヘキ者ニ対シ刑事訴追ノ

始マリタルトキハ事件ノ判決ヲ終ハルマテ懲戒委員会ノ

開会ヲ停止ス

第二章 懲戒委員会

第一款 総則

第八条 懲戒委員会ヲ分テ文官高等懲戒委員会及文官普通

懲戒委員会トス

第九条 文官高等懲戒委員会ハ高等官ノ懲戒ヲ議決シ文官

普通懲戒委員会ハ判任官ノ懲戒ヲ議決ス

第二款 文官高等懲戒委員会

第十条 文官高等懲戒委員会ハ委員長一人委員六人ヲ以テ

組織ス

第十一条 委員長ハ枢密顧問官ノ中ヨリ委員ハ行政裁判所

長官、勅任行政裁判所評定官、勅任判事及其ノ他ノ勅任

文官ノ中ヨリ内閣総理大臣ノ奏請ニ依リ之ヲ命ス

委員会ニ予備委員六人ヲ置キ前項ノ例ニ依リ之ヲ命ス

第十二条 委員会ハ委員長及委員ヲ併セ五人以上出席スル

ニ非サレハ会議ヲ開クコトヲ得ス

委員会ノ議事ハ多数ニ依リ之ヲ決ス可否同数ナルトキハ

委員長之ヲ決ス

第十三条 委員長事故アルトキハ上席ノ委員之ヲ代理ス

委員中事故アルトキ又ハ副員アルトキハ委員長ハ予備委

員ノ中ヨリ代理ヲ命ス

第十四条 委員及予備委員ノ任期ハ三年トス

委員及予備委員中副員アリテ補闕ノ為任命セラレタル者

ハ前任者ノ残任期間在任ス

第十五条 委員長及委員ハ左ノ事項ニ該当スルトキハ之ヲ

免ス

一 其ノ官職ヲ失ヒタルトキ

二 委員会所在地以外ニ任所ヲ転シタルトキ

第十六条 委員会ニ幹事一人ヲ置ク

第十七条 幹事ハ高等官ノ中ヨリ内閣総理大臣ノ奏請ニ依

リ之ヲ命ス

第十八条 幹事ハ委員長ノ命ヲ承ケ委員会ノ議事ヲ準備シ

庶務ヲ統理ス

第十九条 委員会ニ書記三人ヲ置ク

第二十条 書記ハ判任官ノ中ヨリ委員長之ヲ命ス

第二十一条 書記ハ幹事ノ命ヲ承ケ庶務ニ従事ス

第二款 文官普通懲戒委員会

第二十二条 文官普通懲戒委員会ハ左ノ各官庁ニ之ヲ置ク

一 内閣

一 枢密院

一 各省

一 台湾總督府

一 會計検査院

一 行政裁判所

一 警視庁

一 北海道庁

一 府県

一 台湾ノ県及庁

一 貴族院事務局

一 衆議院事務局

前項ノ外各省大臣ニ於テ必要アリト認ムルトキハ其ノ所轄官庁ニ文官普通懲戒委員会ヲ置クコトヲ得

第二十三条 委員長ハ各官庁ノ長官ヲ以テ之ニ充ツ但シ内閣ニ在テハ法制局長官、枢密院ニ在テハ書記官長、各省

ニ在テハ次官ヲ以テ之ニ充ツ

委員ハ二人乃至六人トシ当該官庁高等官ノ中ヨリ本屬長官之ヲ命ス但シ内閣ニ在テハ賞勲局、法制局及内閣所屬

高等官ノ中ヨリ之ヲ命ス

第二十四条 委員会ハ委員長及委員二人以上出席スルニ非

サレハ會議ヲ開クコトヲ得ス

第二十五条 委員長事故アルトキハ上席ノ委員之ヲ代理ス

第二十六条 委員会ニ書記二人ヲ置ク

第二十七条 書記ハ委員長所屬官庁ノ判任官ノ中ヨリ委員

長之ヲ命ス

第二十八条 書記ハ委員長ノ命ヲ承ケ庶務ニ従事ス

第三章 懲戒手続

第二十九条 本屬長官ハ所部ノ官吏ニシテ懲戒ニ當ルヘキ

所為アリト思料スルトキハ証憑ヲ具ヘ書面ヲ以テ懲戒委員會ノ審査ヲ要求スヘシ

第三十条 前条ノ要求アリタルトキハ委員長ハ期日ヲ定メ

テ委員會ヲ招集スヘシ

委員會ハ必要ト認ムル場合ニ於テハ本人ノ出頭ヲ命スル

コトヲ得

前項ノ場合ニ於テハ本人所屬官庁ヨリ内国旅費規則ニ依

リ本官相當ノ旅費ヲ給スヘシ

第三十一条 委員會ニ於テ議決ヲ為シタルトキハ其ノ理由ヲ具シ本屬長官ニ覆申スヘシ

第三十二条 委員長及委員ハ自己又ハ其ノ親族ニ関スル事

件ノ會議ニ参与スルコトヲ得ス

第三十三条 委員會ノ審査手続ハ委員會之ヲ定ム

附則

第三十四条 高等官試補ハ高等官ニ準シ判任官見習ハ判任

官ニ準シ本令ヲ適用ス

第三十五条 本令ハ明治三十二年四月十日ヨリ施行ス

官吏懲戒例ハ本令施行ノ日ヨリ廢止ス

改正

明三勅令二二一、明三四勅令二二六、明三八勅令二七九、  
明四〇勅令一〇七、明四二勅令五、明四三勅令四〇四、大一  
一勅令二二〇、大二三勅令四六四、昭九勅令三八八、昭一八  
勅令五〇五、昭二勅令一九三、昭二政令一三、政令一九  
二、法律一九五

〔注〕一九四六・四・一勅令第一九三号で官吏懲戒令に改称。

一九四七・四・一八法律第七二号で失効。一九四七・一〇・  
二一法律第一二二号で効力持続。一九四八・一一・三法律  
第二二二号で廢止。

三 東京、京都両帝国大学に文官普通懲戒委員会設置\*

〔一二〕  
一八九九(明治三二)年七月二十四日

京都帝国大学総長

文官懲戒令第二十二条二項ニ依リ其学ニ文官普通懲戒委員  
会ヲ置ク

委員ノ命免ハ其学ニ於テ取扱当省ヘ報告スヘシ

明治三十二年七月二十四日

文部大臣 伯爵 樺山資紀(印)

四 文官分限令一部改正〔抄〕

〔二〕  
一九三二(昭和七)年九月二二日(官報九月二四日)

勅令第一五三号

文官分限令中左ノ通改正ス

第十一一条第一項第二号中「告訴若ハ告発セラレタルトキ」  
ヲ「起訴セラレタルトキ」ニ改メ同条ニ左ノ一項ヲ加フ  
第一項第四号ニ依リ休職ヲ命ズルトキハ高等官ニ在リテ  
ハ文官高等分限委員会、判任官ニ在リテハ文官普通分限  
委員会ノ諮問ヲ經ルコトヲ要ス但シ其ノ諮問ヲ經ザルコ  
トニ付本人ノ同意アリタル場合ハ此ノ限ニ在ラズ

附則

本令ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス

〔以下略〕

五 国家公務員法〔抄〕

〔二〕  
法律第一二〇号  
一九四七(昭和二二)年一〇月二二日

国家公務員法をここに公布する。

御名 御璽

昭和二十二年十月二十一日

内閣総理大臣 片山 哲

法律第二十号

国家公務員法目次

第一章 総則

第二章 人事委員会

第三章 官職の基準

第一節 通則

第二節 職階制

第三節 試験及び任免

第一款 通則

第二款 試験

第三款 任用候補者名簿

第四款 任用

第五款 休職、復職、退職及び免職

第四節 給与

第一款 給与準則

第二款 給与の支払

第五節 能率

第六節 分限、懲戒及び保障

第一款 分限

第二款 懲戒

第三款 保障

第一目 勤務条件に関する行政措置の要求

第二目 職員の意に反する不利益な処分に関する審査

審査

第三目 公務傷病に対する補償

第七節 服務

第八節 退職者に対する恩給

第四章 罰則

附則

国家公務員法

第一章 総則

(この法律の目的)

第一条 この法律は、国家公務員(この法律で国家公務員には、国会議員を含まない。)たる職員について適用すべき各般の根本基準を確立し、職員がその職務の遂行に当り、最大の能率を発揮し得るように、民主的な方法で、選択され、且つ、指導されるべきことを定め、以て国民に対し、公務の民主的且つ能率的な運営を保障することを目的とする。

(一般職及び特別職)

第二条 国家公務員の職は、これを一般職と特別職とに分

つ。

一般職は、特別職に属する職以外の国家公務員の一切の職を包含する。

特別職は、左に掲げる職員の職とする。

- 一 内閣総理大臣
- 二 国務大臣
- 三 内閣官房長官
- 四 内閣官房次長
- 五 法制局長官
- 六 各省政務次官
- 七 各省次官
- 八 各省参与官
- 九 建設院の長及び終戦連絡中央事務局の長
- 十 内閣総理大臣秘書官(三人以内)及びその他の秘書官(国務大臣又は特別職たる機関の長の各々につき一人)
- 十一 任命について国会又はその両院若しくは一院の選挙、議決又は同意によることを必要とする職員
- 十二 現業庁、公団その他これらに準ずるものの職員で、法律又は人事委員会規則で指定するもの
- 十三 顧問、参与、委員その他これらに準ずる職員で、法律又は人事委員会規則で指定するもの

十四 単純な勞務に雇用される者

十五 宮内府長官、侍従長及び侍従並びに法律又は人事委員会規則で指定する宮内府のその他の職員

十六 大使及び公使

十七 裁判官並びに最高裁判所長官秘書官(一人)及び裁判所調査官

判所調査官

十八 国会職員

この法律の規定は、一般職に属するすべての職(以下その職を官職といい、その職を占める者を職員という。)に、これを適用する。

この法律の規定は、この法律の改正法律により、別段の定がなされない限り、特別職に属する職には、これを適用しない。

(中略)

### 第三章 官職の基準

#### 第一節 通則

(平等取扱の原則)

第二十七条 すべて国民は、この法律の適用について、平等に取り扱われ、人種、信条、性別、社会的身分又は門地によつて、差別されてはならない。

(情勢適応の原則)

第二十八条 この法律に基いて定めらるべき給与、勤務時間その他勤務条件に関する基礎事項は、社会一般の情勢の変化に適應するように、国会の定める手続に従い、随時変更せられるものとする。

〔中略〕

第五款 休職、復職、退職及び免職

(休職、復職、退職及び免職)

第六十一条 職員の休職、復職、退職及び免職は任命権者が、これを行う。

〔中略〕

第六節 分限、懲戒及び保障

(分限、懲戒及び保障の根本基準)

第七十四条 すべて職員の分限、懲戒及び保障については、公正でなければならぬ。

前項に規定する根本基準の実施につき必要な事項は、この法律に定めるものを除いては、人事委員会規則でこれを定める。

第一款 分限

(身分保障)

第七十五条 職員は、法律に定める事由による場合でなければ、その意に反して、降任され、休職され、又は免職

されることはない。

職員は、人事委員会規則の定める事由に該当するとき、降給されるものとする。

(欠格による失職)

第七十六条 職員が第三十八条各号の一に該当するに至つたときは、人事委員会規則に定める場合を除いては、当然失職する。

(弾劾による罷免)

第七十七条 職員の弾劾に関する規程は、別に法律でこれを定める。

(本人の意に反する降任及び免職の場合)

第七十八条 職員が、左の各号の一に該当する場合においては、人事委員会規則の定めるところにより、その意に反して、これを降任し、又は免職することができる。

一 勤務実績が挙げられない場合

二 心身の故障のため、職務の遂行に支障があり、又はこれに堪えない場合

三 その他その職種又は等級の官職に必要な適格性を欠く場合

(本人の意に反する休職の場合)

第七十九条 職員が、左の各号の一に該当する場合において

ては、その意に反して、これを休職することができる。

一 心身の故障のため、長期の休養を要する場合

二 刑事事件に関し起訴された場合

(休職の効果)

第八十条 前条第一号の規定による休職の期間は、満一年とし、休職期間中その故障の消滅したときは、速やかにこれに復職を命ずるものとし、休職のまま満期に至つたときは、当然退職者とする。

前条第二号の規定による休職の期間は、その事件が裁判所に係属する間とする。

休職者は、職員としての身分を保有するが、職務に従事しない。休職者は、その休職の期間中俸給の三分の一を受ける。

(適用除外)

第八十一条 左に掲げる職員の分限については、第七十五条、第七十八条乃至前条及び第八十九条乃至第九十二条の規定は、これを適用しない。

一 臨時的職員

二 条件附採用期間中の職員

三 官制若しくは定員の改廃又は予算の減少に因り廃職又は過員となつた職員

四 職階制による官職の格付の改正の結果、降給又は降

任と同一の結果となつた職員

前項各号に掲げる職員の分限については、人事委員会規則で必要な事項を定めることができる。

第一項第三号に掲げる者のいずれを降任し、休職し、又は免職すべきかは、勤務成績その他の能力の実証に基いて、これを定める。

第二款 懲戒

(懲戒の場合)

第八十二条 職員が、左の各号の一に該当する場合においては、これに対し懲戒処分として、免職、停職、減給又は戒告の処分をすることができる。

一 この法律又は人事委員会規則に違反した場合

二 職務上の義務に違反し、又は職務を怠つた場合

三 国民全体の奉仕者たるにふさわしくない非行のあつた場合

(懲戒の効果)

第八十三条 停職の期間は、一月以上一年以下とする。

停職者は、職員としての身分を保有するが、その職務に従事しない。停職者は、その停職の期間中俸給の三分の一を受ける。

減給は、一月以上一年以下俸給の三分の一以下を減ずる。

(懲戒権者)

第八十四条 懲戒処分は、任命権者が、これを行う。

(刑事裁判との関係)

第八十五条 懲戒に付せらるべき事件が、刑事裁判所に係属する間は、同一事件に関し懲戒の進めを進めることができない。

(中略)

## 第七節 服務

(服務の根本基準)

第九十六条 すべて職員は、国民全体の奉仕者として、公共の利益のために勤務し、且つ、職務の遂行に当つては、全力を挙げてこれに専念しなければならない。

前項に規定する根本基準の実施に関し必要な事項は、この法律に定めるものを除いては、人事委員会規則でこれを定める。

(服務の宣誓)

第九十七条 職員は、人事委員会規則の定めるところにより、服務の宣誓をしなければならない。

(法令及び上司の命令に従う義務)

第九十八条 職員は、その職務を遂行するについて、誠実に、法令に従い、且つ、上司の職務上の命令に従わなければならない。但し、上司の職務上の命令に対しては、意見を述べることができる。

(信用失墜行為の禁止)

第九十九条 職員は、その官職の信用を傷つけ、又は官職全体の不名誉となるような行為をしてはならない。

(秘密を守る義務)

第一百条 職員は、職務上知ることのできる秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後といえども同様とする。

法令による証人、鑑定人等となり、職務上の秘密に属する事項を発表するには、所轄庁の長(退職者については、その退職した官職又はこれに相当する官職の所轄庁の長)の許可を要する。

前項の許可は、法律又は人事委員会規則の定める条件及び手続に係る場合を除いては、これを拒むことができる。

(職務に専念する義務)

第一百一条 職員は、特別の事情により所轄庁の長の承認を受けた場合を除いては、その勤務時間及び職務上の注意力のすべてをその職責遂行のために用いなければならない。

い。

(政治的行為の制限)

第二百二条 職員は、政党又は政治的目的のために、寄附金その他の利益を求め、若しくは受領し、又は何らの方法を以てするを問わず、これらの行為に参与してはならない。

職員は、人事委員会規則で別段の定をした場合は、公選による公職の候補者となることができない。

法律又は人事委員会規則で定めた職員は、政党その他の政治的団体の役員となることができない。

(私企業からの隔離)

第二百三条 職員は、商業、工業又は金融業その他営利を目的とする私企業(以下営利企業という。)を営むことを目的とする会社その他の団体の役員、顧問若しくは評議員の職を兼ね、又は自ら営利企業を営んではならない。

職員であつた者は、その退職後二年間は、その退職前二年間に在職していた官職と職務上密接な関係にある営利企業を代表する地位に就いてはならない。

前二項の規定は、人事委員会規則の定めるところにより、所轄庁の長の申出により人事委員会の承認を得た場合には、これを適用しない。

営利企業について、株式所有の関係その他の関係により、当該企業の経営に参加し得る地位にある職員に対し、人事委員会は、人事委員会規則の定めるところにより、株式所有の関係その他の関係について報告を徴することができる。

人事委員会は、人事委員会規則の定めるところにより、前項の報告に基き、企業に対する関係の全部又は一部の存続が、その職員の職務遂行上適当でないと認めるときは、その旨を当該職員に通知することができる。

前項の通知を受けた職員は、その通知の内容について異議があるときは、その通知を受領した後三十日以内に、人事委員会に異議の申立をすることができる。

第九十一条第二項及び第三項の規定は、前項の異議の申立のあつた場合に、これを準用する。

第六項の異議の申立をしなかつた職員及び人事委員会が異議の申立について調査した結果、通知の内容が正当であると決定せられた職員は、人事委員会規則の定めるところにより、人事委員会規則の定める期間内に、その企業に対する関係の全部若しくは一部を絶つか、又はその官職を退かなければならない。

(他の事業又は事務の関与制限)

第四百四条 職員が報酬を得て、営利企業以外の事業の団体の役員、顧問若しくは評議員の職を兼ね、その他他の事業に従事し、若しくは事務を行うには、その所轄庁の長の許可を要する。

(職員の職務の範囲)

第百五条 職員は、職員としては法令による職務を担当する以外の義務を負わない。

(勤務条件)

第百六条 職員の勤務条件その他職員の服務に関し必要な事項は、人事委員会規則でこれを定めることができる。

前項の人事委員会規則は、この法律の規定の趣旨に沿うものでなければならぬ。

(中略)

附則

第一条 この法律中附則第二条の規定は、昭和二十二年十一月一日から、その他の規定は、昭和二十三年七月一日からこれを施行する。

人事委員会は、遅くとも昭和二十四年一月一日には設置されなければならない。

この法律中人事委員会及び服務に関する規定(これらに関する附則の規定を含む。)以外の規定は、法律又は人事

委員会規則の定めるところにより、実行の可能な限度において、逐次これを適用することができる。

(中略)

第十三条 外交官、領事官その他の在外職員、学校教員、裁判所の職員、検察官その他の一般職に属する職員に關し、その職務と責任の特殊性に基いて、この法律の特例を要する場合においては、別に法律又は人事委員会規則を以て、これを規定することができる。但し、その特例は、この法律第一条の精神に反するものであつてはならない。

(中略)

内閣総理大臣	片山 哲
外務大臣	芦田 均
内務大臣	木村小左衛門
大蔵大臣	栗栖 赳夫
司法大臣	鈴木 義男
文部大臣	森戸 辰男
厚生大臣	一松 定吉
農林大臣	平野 力三
商工大臣	水谷長三郎
運輸大臣	苫米地義三

通信大臣 三木 武夫  
労働大臣 米窪 滿亮

改正

昭三二法律一九五、昭三三法律三三三、法律二五八、法律二六五、昭三四法律二、法律一二五、法律一七四、昭三五法律四九、法律九五、昭三六法律五九、法律三二四、昭三七法律四一、法律九七、法律一七四、法律二〇七、法律二五二、法律二五八、法律二六五、法律二六八、昭二九法律一六四、昭三二法律一一、法律二七、法律一四〇、法律一六一、昭三三法律一五八、昭三三法律七八、法律八六、昭三四法律一三七、法律一六三、昭三五法律三〇、法律一一三、昭三七法律七七、法律一二二、法律一二二、法律一四〇、法律一六一、昭三八法律一一、昭三九法律一一八、昭四〇法律六九、法律一一六、昭四一法律八九、昭四二法律六一、昭四五法律九七、昭四六法律一一七、昭四七法律五七、昭四八法律一一六、昭五三法律七九、昭五四法律六八、昭五六法律七七、昭五七法律四〇、昭五八法律六五、法律七八、法律八〇、昭六〇法律九七、昭六一法律九三、平元法律一、平三法律七九、平五法律八九、平六法律三三三、平七法律五四、平八法律一〇三、平九法律三

六 教育公務員特例法(抄)

法律第一号

一九四九(昭和二四)年一月二二日

教育公務員特例法をここに公布する。

御名 御璽

昭和二十四年一月十二日

内閣総理大臣 吉田 茂

法律第一号

教育公務員特例法

目次

第一章 総則(第一条—第二条)

第二章 任免、分限、懲戒及び服務(第四条—第十八条)

第一節 大学の学長、教員及び部局長(第四条—第十二条)

二条)

第二節 大学以外の学校の校長及び教員(第十三条—第十五条)

—第十五条)

第三節 教育長及び専門的教育職員(第十六条—第十八条)

—第十八条)

第三章 研修(第十九条・第二十条)

第四章 雑則(第二十一条・第二十二条)

附則(第二十三条—第三十四条)

## 第一章 総則

## (この法律の趣旨)

第一条 この法律は、教育を通じて国民全体に奉仕する教育公務員の職務とその責任の特殊性に基き、教育公務員の任免、分限、懲戒、服務及び研修について規定する。

## (定義)

第二条 この法律で「教育公務員」とは、学校教育法(昭和二十二年法律第二十六号)第一条に定める学校で、同法第二条に定める国立学校及び公立学校の学長、校長(園長を含む。以下同じ)、教員及び部局長並びに教育委員会の教育長及び専門的教育職員をいう。

2 この法律で「教員」とは、前項の学校の教授、助教授、教諭、助教諭、養護教諭及び講師(常時勤務の者に限る。以下同じ。)をいう。

3 この法律で「部局長」とは、大学の学部長その他政令で指定する部局の長をいう。

4 この法律で「専門的教育職員」とは、教育委員会の職員のうち、免許状を有することを必要とする者(教育長を除く。以下同じ。)をいう。

## (身分)

第三条 国立学校の学長、校長、教員及び部局長は国家公

務員、公立学校の学長、校長、教員及び部局長並びに教育長及び専門的教育職員は地方公務員としての身分を有する。

## 第二章 任免、分限、懲戒及び服務

## 第一節 大学の学長、教員及び部局長

## (採用及び昇任の方法)

第四条 学長及び部局長の採用並びに教員の採用及び昇任は、選考によるものとし、その選考は、大学管理機関が行う。

2 前項の選考は、学長については、人格が高潔で、学識がすぐれ、且つ、教育行政に関し識見を有する者について、大学管理機関の定める基準により、学部長については、当該学部の教授会の議に基き、教員及び学部長以外の部局長については、大学管理機関の定める基準により、行わなければならない。

## (転任)

第五条 学長、教員及び部局長は、大学管理機関の審査の結果によるのでなければ、その意に反して転任されることはない。

2 大学管理機関は、前項の審査を行うに当つては、その者に対し、審査の事由を記載した説明書を交付しなけれ

ばならない。

3 審査を受ける者から、前項の説明書を受領した後三十日以内に請求があつたときは、大学管理機関は口頭審査を行わなければならない。口頭審査は、その者から請求があつたときは公開して行わなければならない。

4 審査を受ける者は、すべての口頭審査に出席し、自己の代理人として弁護士を選任し、陳述を行い、証人を出席せしめ並びに書類、記録その他のあらゆる適切な事実及び資料を提出することができる。

5 前項に掲げる者以外の者は、当該事案に関し、大学管理機関に対し、あらゆる事実及び資料を提出することができる。

(降任及び免職)

第六条 学長、教員及び部局長は、大学管理機関の審査の結果によるのでなければ、その意に反して免職されることはない。教員の降任についても、また同様とする。

2 第五条第二項から第五項までの規定は、前項の審査の場合に準用する。

(休職の期間)

第七条 学長、教員及び部局長の休職の期間は、心身の故障のため長期の休養を要する場合の休職においては、個々

の場合について、大学管理機関が定める。

(任期及び停年)

第八条 学長及び部局長の任期については、大学管理機関が定める。

2 教員の停年については、大学管理機関が定める。

(懲戒)

第九条 国立大学の学長、教員及び部局長は、大学管理機関の審査の結果によるのでなければ、懲戒処分を受けることはない。

2 第五条第二項から第五項までの規定は、前項の審査の場合に準用する。

(任命権者)

第十条 大学の学長、教員及び部局長の任用、免職、休職、復職、退職及び懲戒処分は、大学管理機関の申出に基いて、任命権者が行う。

(服務)

第十一条 国立大学の学長、教員及び部局長の服務については、国家公務員法(昭和二十二年法律第一百十号)第九十六条第一項の根本基準の実施に関し必要な事項は、同法第九十七条から第一百五十五条までに定めるものを除いては、大学管理機関が定める。

(勤務成績の評定)

第十二条 学長、教員及び部局長の勤務成績の評定及び評定の結果に応じた措置は、大学管理機関が行う。

2 前項の勤務成績の評定は、大学管理機関が定める基準により、行わなければならない。

〔中略〕

第三章 研修

(研修)

第十九条 教育公務員は、その職責を遂行するために、絶えず研究と修養に努めなければならない。

2 大学及び大学附置の学校の教育公務員については大学管理機関、大学及び大学附置の学校以外の国立学校の教育公務員については文部大臣、大学及び大学附置の学校以外の公立学校の教育公務員並びに教育長及び専門的教育職員については当該教育委員会(所轄庁という。以下同じ。)は、教育公務員の研修について、それに要する施設、研修を奨励するための方途その他研修に関する計画を樹立し、その実施に努めなければならない。

(研修の機会)

第二十条 教育公務員には、研修を受ける機会が与えられなければならない。

2 教員は、授業に支障のない限り、本属長の承認を受けて、勤務場所を離れて研修を行うことができる。

3 教育公務員は、所轄庁の定めるところにより、現職のままで、長期にわたる研修を受けることができる。

〔中略〕

附則

(施行期日)

第二十三条 この法律は、公布の日から施行する。

2 この法律中の規定が、国家公務員法の規定に矛盾し、又は、触すると認められるに至つた場合は、国家公務員法の規定が優先する。

(旧制の学校の教員等に対するこの法律の準用)

第二十四条 この法律に定める国立又は公立の大学の学長、教員及び部局長に関する規定は、それぞれ学校教育法第九十八条第一項に規定する国立又は公立の大学の学長(数個の学部を置く大学にあつては総長。以下同じ。)、教員及び政令で指定する者に準用する。

〔中略〕

(大学管理機関等の読替)

第二十五条 この法律中「大学管理機関」とあるのは、当分の間、次の各号の区別に従つて読み替へるものとする。

一 第四条第一項については、学長にあつては「評議員（一個の学部を置く大学にあつては教授会の構成員。以下同じ。）及び部局長で構成する会議（協議会という。以下同じ。）」、部局長にあつては「学長」、教員にあつては「教授会の議に基き学長」

二 第四条第二項中学長の選考に関する部分、第七条、第八条第一項、第十一条及び第十二条第二項については、「協議会の議に基き学長」

三 第四条第二項中教員及び学部長以外の部局長の選考に関する部分については、教員にあつては「評議会（一個の学部を置く大学にあつては、教授会。以下同じ。）の議に基き学長」、学部長以外の部局長にあつては「協議会の議に基き学長」

四 第五条、第六条及び第九条については、学長にあつては「協議会」、教員にあつては「評議会」、部局長にあつては「学長」

五 第八条第二項については、「評議会の議に基き学長」  
六 第十条については、「学長」  
七 第十二条第一項については、学長にあつては「協議

会」、教員及び学部長にあつては「教授会の議に基き学長」、学部長以外の部局長にあつては「学長」

八 第十九条第二項については、「文部大臣」  
2 第十条中「任命権者」とあるのは、公立大学の学長、教員及び部局長については、当分の間、「その大学を設置する地方公共団体の長」と読み替えるものとする。  
（従前の規定による休職者等の取扱）

第二十六条 大学の学長、教員及び部局長で、従前の規定により休職を命ぜられた者又は懲戒手続中の者若しくは懲戒処分を受けた者の休職又は懲戒に関しては、第七条及び第九条の規定にかかわらず、なお従前の例による。  
第二十七条 この法律施行の際、現に結核性疾患のため休職中の者は、第十四条第一項の規定の適用については、従前の休職期間を通算する。  
〔中略〕

内閣総理大臣 吉田 茂  
文 部 大 臣 下 條 康 磨  
改正 昭二四法律一四八、昭二五法律一八四、昭二六法律二四一、  
法律三一八、昭二九法律一三二、法律一五六、法律一五九、  
法律一八一、昭三〇法律二二五、昭三一法律一五二、法律一  
六三、法律一七五、昭三三法律一四七、昭三六法律八七、法  
律一四五、昭四〇法律一六、法律六九、法律七一、昭四三法  
律九九、昭四四法律四〇、昭四六法律二二、昭四七法律二六、  
昭四八法律一〇三、昭四九法律七〇、法律八一、昭五〇法律

五九、昭五一法律二五、昭五二法律二九、昭五五法律一四、昭五六法律二三、昭五八法律七八、昭六三法律七〇、平三法律二三、平四法律三七、平九法律三一

七 教育公務員特例法施行令〔抄〕

（二）  
政令第六号

一九四九（昭和二四）年一月二日

教育公務員特例法施行令をここに公布する。

御名 御璽

昭和二十四年一月十二日

内閣総理大臣 吉田 茂

政令第六号

教育公務員特例法施行令

内閣は、教育公務員特例法（昭和二十四年法律第一号）の規定に基き、及びこれを実施するため、この政令を制定する。

（部局の長）

第一条 教育公務員特例法（法）という。以下同じ。第二条第三項の部局の長とは、学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）第六十一条に規定する研究所その他の研究施設の

長をいう。

（教育公務員以外の者）

第二条 大学の常時勤務を要しない講師（非常勤の講師という。以下同じ。）及び助手については、法及びこの政令（令という。以下同じ。）に規定する大学の教員に関する規定を準用する。但し、非常勤の講師については法第八条第二項及び令第九条の規定を、助手については法第八条第二項の規定を準用せず、なお従前の例による。

2 前項の場合において、任命権者又は大学管理機関は、法及び令に規定する権限の全部又は一部を、任命権者にあつては大学管理機関又は大学内の他の機関に、大学管理機関にあつては大学内の他の機関に委任することができる。

〔中略〕

第六条 法第二十四条第一項の政令で指定する者とは、左に掲げる者をいう。

一 大学の学部長

二 大学（数個の学部を置く大学にあつては学部を含む。）

附置又は附属の研究所その他の研究施設の長

〔中略〕

附則

第十二条 この政令は、公布の日から施行する。

〔中略〕

内閣総理大臣 吉田 茂

文部大臣 下條 康麿

改正 昭二四政令三三四、政令三三八、昭二六政令二一九、昭二八

政令八八、昭三一政令二二二、昭三六政令一四一、政令四二

七、昭三八政令九七、昭四〇政令八〇、昭四三政令一七〇、

昭四四政令一四九、昭四六政令七七、昭四七政令一〇七、政

令一六三、昭四八政令二八四、昭四九政令一九九、政令二八

九、昭五〇政令七四、政令三八一、昭五二政令二三五、昭五

五政令四七、昭五六政令八一、政令一二七、昭五九政令一一

二、政令二二九、平元政令五四、平二政令三八、平三政令四

六、政令二二四、平四政令三二六、政令二二六、平五政令一一

〇、平九政令二二六、政令三〇四

(二) 任用

一 帝国大学舎監特別任用ノ件

勅令第二二四号

一八九七(明治三〇)年六月一八日(官報六月二二日)

朕帝国大学舎監特別任用ノ件ヲ裁可シ茲ニ之ヲ公布セシム

御名 御璽

明治三十年六月十八日

内閣総理大臣 伯爵 松方正義

文部大臣 侯爵 蜂須賀茂韶

勅令第二百十四号

文部省直轄諸学校舎監ノ任用ニ関スル明治三十年勅令第百

十三号ハ帝国大学舎監ニモ適用ス

〔注〕実効性喪失。

文部省直轄諸学校長舎監特別任用令(一八九七年四月二

七日勅令第一一三号)の条文は次の通り。

文部省直轄諸学校長ハ一箇年以上奏任教官ノ職ニ在リ

タル者ニ限り同舎監ハ左ニ掲タル者ニ限り試験ヲ要セス

文官高等試験委員ノ銓衡ヲ經テ任用スルコトヲ得

一 一箇年以上奏任教官又ハ奏任官待遇ノ教職ニ在

リタル者

二 三箇年以上判任教官又ハ判任官待遇ノ教職ニ在

二 帝国大学学生監特別任用ノ件

勅令第二七九号

一九〇七(明治四〇)年七月一七日(官報七月一八日)

朕枢密顧問ノ諮詢ヲ經テ帝国大学学生監特別任用ノ件ヲ裁

可シ茲ニ之ヲ公布セシム

御名 御璽

明治四十年七月十七日

内閣総理大臣 侯爵 西園寺公望

文部大臣 牧野伸顯

勅令第二百七十九号

帝国大学学生監ハ一年以上奏任教官又ハ三年以上奏任官待

遇ノ教職ニ在リタル者ニ限り文官高等試験委員ノ銓衡ヲ經

テ之ヲ任用スルコトヲ得

附則

本令ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス

(注) 一九二三・五・二四勅令第二二六八号で失効。

御名 御璽

明治四十一年六月十五日

内閣総理大臣 侯爵 西園寺公望

文部大臣 男爵 牧野伸顯

勅令第百五十四号

帝国大学事務官、帝国大学司書官及帝国大学司書特

別任用令

第一条 帝国大学事務官ハ左ノ資格ノ一ヲ有スル者ニ限り

文官高等試験委員ノ銓衡ヲ經テ之ヲ任用スルコトヲ得

一 教育行政ニ関スル高等文官ノ職ニ在リタル者

二 三年以上教育行政ニ関スル奏任官待遇ノ職ニ在リタ

ル者

三 五年以上教育行政ニ関スル判任官ノ職ニ在リ現ニ二

級俸以上ノ俸給ヲ受クル者

第二条 帝国大学司書官ハ左ノ資格ノ一ヲ有スル者ニ限り

文官高等試験委員ノ銓衡ヲ經テ之ヲ任用スルコトヲ得

一 教育又ハ図書ニ関スル高等文官ノ職ニ在リタル者

二 三年以上教育又ハ図書ニ関スル奏任官待遇ノ職ニ在

リタル者

三 五年以上教育又ハ図書ニ関スル判任官又ハ判任官待

遇ノ職ニ在リ現ニ六十円以上ノ月俸ヲ受クル者

三 帝国大学事務官、帝国大学司書官及帝国大学司書特別

任用令

勅令第一五四号

一九〇八(明治四二)年六月一日(官報六月一六日)

朕枢密顧問ノ諮詢ヲ經テ帝国大学事務官、帝国大学司書官

及帝国大学司書特別任用令ヲ裁可シ茲ニ之ヲ公布セシム

四 図書ニ関シ特別ノ学芸技術ヲ有スル者

第三条 帝国大学司書ハ図書ニ関シ學術經驗アル者ニ限り

文官普通試験委員ノ銓衡ヲ經テ之ヲ任用スルコトヲ得

附 則

本令ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス

改正 大九勅令一一五

[注] 一九四六・四・一勅令第一九三号で廃止。

(三) 定 員

一 行政機関職員定員法〔抄〕

法律第一二六号

一九四九(昭和二四)年五月三一日

行政機関職員定員法をここに公布する。

御 名 御 璽

昭和二十四年五月三十一日

内閣総理大臣 吉田 茂

法律第百二十六号

行政機関職員定員法

(定義)

第一条 この法律において「行政機関」とは、総理府、法務府、各省、経済安定本部及びこれらの外局をいい、「職員」とは、附則第四項及び第六項から第十項までに規定する場合を除き、行政機関に常時勤務する国家公務員で一般職に属する者(二箇月以内の期間を定めて雇傭される者を除く。)をいう。

(各行政機関の職員の定員)

第二条 各行政機関の職員の定員は、左に掲げる通りとする。

行政機関の区分		定 員	備 考
文部省	本省	六三、〇九〇人	うち六〇、九四〇人は、国立学校の職員とする。

〔文部省関係のみ〕

〔中略〕

附 則

1 この法律は、昭和二十四年六月一日から施行する。

〔中略〕

内閣総理大臣 吉田 茂  
外務大臣 吉田 茂  
大蔵大臣 池田 勇人

法務総裁 殖田 俊吉

文部大臣 高橋 莊太郎

厚生大臣 林 讓治

農林大臣 森 幸太郎

通商産業大臣 稻垣 平太郎

運輸大臣 大屋 晋三

通信大臣 小澤 佐重喜

労働大臣 鈴木 正文

建設大臣 益谷 秀次

改正

昭二四法律二八〇、法律二八一、昭二五法律一四〇、法律一九三、法律二一〇、法律二二四、法律二二九、法律三三二、政令二六三、政令二九五、政令三二八、法律二五五、法律二六〇、法律二六二、法律二六四、法律二六九、昭二六法律八一、法律一七二、法律三三三、法律三三四、政令二二七、政令三三〇、法律二九七、昭二七政令三、法律一一五、法律一四九、法律一六八、法律三三二、政令一四一、法律二五四、昭二八法律二四、法律二五、法律三六、法律九五、昭二九法律一六四、法律一八六、法律二〇五、昭三〇法律二九、法律一二五、法律一四三、法律一八七、昭三二法律四八、法律八三、法律一〇八、法律一四一、昭三三法律五九、法律一〇九、法律一四二、法律一五四、法律一五八、昭三三法律七八、法律九四、法律一一一、昭三四法律一六四、法律一六七、法律一七二、昭三五法律一二二、法律一二三、法律一六一

〔注〕一九六一・六・二法律第一一一号で廃止。

二 国立学校設置法施行令(抄)

〔二〕  
政令第四三三号

一九五四(昭和二九)年三月三十一日

国立学校設置法施行令をここに公布する。

御名 御璽

昭和二十九年三月三十一日

内閣総理大臣 吉田 茂

政令第四十三号

国立学校設置法施行令

内閣は、国立学校設置法(昭和二十四年法律第五百十号)第二条第二項及び第九条の規定に基づき、この政令を制定する。

〔中略〕

(定員)

- 1 第二条 各国立大学に置かれる職員の定員は別表第一に、各国立高等学校に置かれる職員の定員は別表第二による。
- 2 前条の附属の学校に置かれる職員の定員は、それぞれその学校が附属して設置される国立大学(当該学校が国立大学の学部)に附属して設置される場合には、当該国立大学の職員の定員に含まれるものとする。
- 3 各国立学校(国立学校に包括される学校を含む)に置か

れる職の種類ごとの定員は、前二項の規定による定員の範囲内において、文部省令で定める。

附 則

この政令は、昭和二十九年四月一日から施行する。

別表第一

国立大学の名称	上欄の国立大学に置かれる職員の定員
京都大学	三、二七五人

(京大関係のみ)

(中略)

文 部 大 臣 大 達 茂 雄  
内閣総理大臣 吉 田 茂

改正 昭三〇政令一〇五、昭三二政令六四、政令八二、昭三三政令六〇、昭三三政令五〇、政令九九、昭三四政令二五四、昭三五政令六三、昭三六政令四、政令七六、政令一七〇、昭三七政令七六、昭三八政令九五、昭三九政令七七、昭四〇政令七七、昭四一政令一一〇、昭四二政令五四、政令九六、昭四三政令一九二、昭四四政令五五、政令二二一、昭四五政令四一

(注) 一九七〇・四・一政令第四一号で国立大学の附属の学校に  
関する政令に改称。

三 行政機関の職員の定員に関する法律(抄)

法律第三三三号

一九六九(昭和四四)年五月一六日

行政機関の職員の定員に関する法律をここに公布する。

御 名 御 璽

昭和四十四年五月十六日

内閣総理大臣 佐藤 栄作

法律第三十三号

行政機関の職員に関する法律

(定員の総数の最高限度)

第一条 内閣の機関(内閣官房、内閣法制局及び国防会議事務局をいう。以下同じ。)並びに総理府及び各省の所掌事務を遂行するために恒常的に置く必要がある職に充てらるべき常勤の職員の定員の総数の最高限度は、五十万六千五百七十一人とする。

(中略)

附 則

(施行期日)

1 この法律は、公布の日から施行し、昭和四十四年四月一日から適用する。

(中略)

内閣総理大臣 佐藤 栄作

法務大臣 西郷吉之助

外務大臣 愛知 揆一

大蔵大臣 福田 赳夫

文部大臣 坂田 道太

厚生大臣 齋藤 昇

農林大臣 長谷川四郎

通商産業大臣 大平 正芳

運輸大臣 原田 憲

郵政大臣 河本 敏夫

労働大臣 原 健三郎

建設大臣 坪川 信三

自治大臣 野田 武夫

改正 昭五二法律二九、昭五九法律六七、昭六一法律七一、平元法律一、平四法律七九

四 行政機関職員定員令〔抄〕

政令第一二二号

一九六九(昭和四四)年五月一六日

行政機関職員定員令をここに公布する。

御名 御璽

昭和四十四年五月十六日

内閣総理大臣 佐藤 栄作

政令第二百一十一号

行政機関職員定員令

内閣は、行政機関の職員の定員に関する法律(昭和四十四年法律第三十三号)第一条及び第三条の規定に基づき、並びに同法を実施するため、この政令を制定する。

第一条 行政機関の職員の定員に関する法律(以下「法」という。)第一条第一項の定員は、次の表のとおりとする。

区分	定員	備考
文部省	一〇九、〇〇七人	うち、一〇六、〇二〇人は、国立学校の職員の定員とする。

〔文部省関係のみ〕

〔中略〕

附則

1 この政令は、公布の日から施行し、昭和四十四年四月一日から適用する。

〔中略〕

6 国立学校設置法施行令(昭和二十九年政令第四十三号)の一部を次のように改正する。

第二条を削り、第一条中見出し及び条名を削り、第一項に項番号を附する。

別表第一から別表第四までを削る。

内閣総理大臣 佐藤 栄作

法務大臣 西郷吉之助

外務大臣 愛知 揆一

大蔵大臣 福田 赳夫

文部大臣 坂田 道太

厚生大臣 齋藤 昇

農林大臣 長谷川四郎

通商産業大臣 大平 正芳

運輸大臣 原田 憲

郵政大臣 河本 敏夫

労働大臣 原 健三郎

建設大臣 坪川 信三

自治大臣 野田 武夫

改正 昭四五政令六九、昭四六政令六六、昭四七政令一二六、昭四八政令五五、昭四九政令一〇五、昭五〇政令七八、昭五一政令七九、昭五二政令一三三、昭五三政令九〇、昭五四政令七七、昭五五政令五三、昭五六政令八五、昭五七政令八五、昭五八政令六七、昭五九政令九二、昭六〇政令七八、昭六一政令九七、昭六二政令一三九、昭六三政令九四、平元政令一二

七、平二政令一二四、平三政令一〇八、平四政令一〇八、政令二六八、平五政令九九、政令一五〇、平六政令三九四、平七政令二〇〇、政令二七七、平八政令一二二、平九政令一七八

(四) 職員種類

一 京都帝国大学官制

勅令第二二一号 一八九七(明治三〇)年六月一八日(官報六月二二日)

朕京都帝国大学官制ヲ裁可シ茲ニ之ヲ公布セシム

御名 御璽

明治三十年六月十八日

内閣総理大臣 伯爵 松方正義

文部大臣 侯爵 蜂須賀茂韶

勅令第二百一十一号

京都帝国大学官制

第一条 京都帝国大学ニ職員ヲ置ク左ノ如シ

総長

書記官

合 監  
書 記

第二条 総長ハ一人勅任トス文部大臣ノ監督ヲ承ケ帝国大  
学令ノ規定ニ依リ京都帝国大学一般ノ事ヲ掌リ所属職員  
ヲ統督ス

総長ハ高等官ノ進退ニ関シテハ文部大臣ニ具状シ判任官  
ニ関シテハ之ヲ專行ス

第三条 書記官ハ專任一人奏任トス総長ノ命ヲ承ケ庶務会  
計ヲ掌理ス

第四条 合監ハ專任一人奏任トス総長ノ命ヲ承ケ学生ノ取  
締ニ関スル事ヲ掌ル

第五条 書記ハ判任トス上官ノ命ヲ承ケ庶務會計ニ従事ス  
京都帝国大学及分科大学書記ハ通計專任二十七人ヲ以テ  
定員トス

第六条 分科大学ニ職員ヲ置ク左ノ如シ

教 授

助教授

助 手

書 記

第七条 教授ハ專任五十七人奏任又ハ勅任トス各分科大学  
ニ置ク所ノ講座ヲ担任シ学生ヲ教授シ其ノ研究ヲ指導ス

教授ニシテ分科大学長及医科大学附属医院長ニ補セラレ  
タル者ハ講座ヲ担任セサルコトアルヘシ

第八条 助教授ハ專任十六人奏任トス教授ヲ助ケテ授業及  
実験ニ従事ス

第九条 助手ハ專任二十八人判任トス教授助教授ノ指揮ヲ  
承ケ學術技芸ニ関スル職務ニ服ス

第十条 第六条職員ノ外各分科大学ニ学長一人ヲ置キ其ノ  
分科大学教授ヨリ文部大臣之ヲ補ス

分科大学長ハ帝国大学令ノ規定ニ依リ総長監督ノ下ニ於  
テ各其ノ分科大学ノ事ヲ掌ル

第十一条 医科大学附属医院ニ医院長ヲ置キ医科大学教授  
ヨリ文部大臣之ヲ補ス

医院長ハ総長監督ノ下ニ於テ医院ノ事務ヲ掌理シ所属職  
員ヲ監督ス

第十二条 京都帝国大学附属図書館ニ館長ヲ置キ教授助教  
授ヨリ文部大臣之ヲ補ス

館長ハ総長監督ノ下ニ於テ図書館ノ事ヲ掌理ス

改正 明三勅令一〇三、明三三勅令七〇、明三四勅令三五、勅令

一三三、明三五勅令九七、明三六勅令五五、勅令一〇二、勅

令二二九、明三七勅令一四一、明三八勅令九四、明三九勅令

四〇、明四〇勅令三二一、明四一勅令一四三、明四二勅令八

〔注〕一九四六・四・一勅令第二〇五号で廃止。

四、明四三勅令六二、明四四勅令四一、明四五勅令二二、大三勅令六、勅令一六七、大五勅令四九、勅令三二二、勅令二五八、大六勅令一六四、大七勅令二五五、大八勅令五三三、勅令三三〇、大九勅令二五〇、大一一〇勅令八五、大一一勅令二九九、大一二勅令二六八、勅令四八八、大一二勅令一三三、大一二勅令七四、勅令一九三、大一一五勅令一七六、昭三勅令三〇〇、昭三勅令二五〇、昭四勅令三五二、昭六勅令一九二、昭七勅令三八七、昭八勅令一九九、昭九勅令二一四、昭一一勅令一七、勅令一七五、勅令七三三、昭一一勅令一九七、昭一四勅令一〇七、勅令六九五、昭二五勅令四二二、勅令八七五、昭一六勅令四三四、勅令一〇一八、昭一七勅令四二九、勅令七四九、昭一八勅令五三三、勅令六一四、勅令七六〇、勅令八七八、昭一九勅令九、勅令七〇、勅令八三三、勅令九四四、勅令三三五、勅令三三三、勅令五一五、勅令六六八、昭二〇勅令二四、勅令三七二、昭二勅令一四一

二 京都帝国大学官制一部改正〔抄〕〔総長職権の一部を福岡医科大学長に委任〕  
勅令第五五号

一九〇三(明治三六)年三月二四日(官報三月二五日)

京都帝国大学官制中左ノ通改正ス

第一条ニ左ノ一項ヲ加フ

総長ハ其ノ職権ニ属スル事務ノ一部ヲ福岡医科大学長ニ委任スルコトヲ得  
〔中略〕

附 則

本令ハ明治三十六年四月一日ヨリ之ヲ施行ス

三 京都帝国大学官制一部改正〔抄〕〔舎監を学生監に改称〕  
勅令第二一九号

一九〇三(明治三六)年二月四日(官報一一月五日)

京都帝国大学官制中左ノ通改正ス

第一条中「舎監」ヲ「学生監」ニ改ム

第四条 学生監ハ奏任トス分科大学教授助教又ハ書記官

ヨリ兼任セシム

学生監ハ総長ノ命ヲ承ケ学生ノ取締ニ関スル事ヲ掌ル

〔以下略〕

四 京都帝国大学官制一部改正〔抄〕(学生監專任化)〔二〕

勅令第二三一号

一九〇七(明治四〇)年六月一日(官報六月一七日)

京都帝国大学官制中左ノ通改正ス

第四条第一項ヲ左ノ如ク改ム

学生監ハ專任一人奏任トス

〔中略〕

附則

本令ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス

五 京都帝国大学官制一部改正〔抄〕(事務官、司書官、司書、薬局長設置)

書、薬局長設置)

〔二〕

勅令一四三号

一九〇八(明治四二)年六月二日(官報六月三日)

京都帝国大学官制中左ノ通改正ス

第一条中「書記官」ノ次ニ「事務官」ヲ、「学生監」ノ次ニ

「司書官」ヲ、「書記」ノ次ニ「司書」ヲ加フ

〔中略〕

第三条ノ二 事務官ハ專任二人奏任トス上官ノ命ヲ承ケ庶

務会計ヲ分掌ス

第四条ノ二 司書官ハ專任一人奏任トス上官ノ命ヲ承ケ附

属図書館ニ於ケル図書、記録及閲覧ニ関スル事務ヲ掌理ス

〔中略〕

第五条ノ二 司書ハ專任五人判任トス上官ノ命ヲ承ケ附属

図書館ニ於ケル図書記録ノ整理、保存及閲覧ニ関スル事

務ニ従事ス

〔中略〕

第十一条ノ二 医科大学附属医院ニ薬局長專任二人ヲ置ク

奏任トス

薬局長ハ総長監督ノ下ニ於テ医院薬局ノ事務ヲ掌理ス

第十二条中「助教授」ヲ「助教授又ハ司書官」ニ改ム

附則

本令ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス

六 京都帝国大学官制一部改正〔抄〕(薬剤手設置)〔二〕

勅令第八四号

一九〇九(明治四二)年四月六日(官報四月七日)

京都帝国大学官制中左ノ通改正ス

〔中略〕

第十一条ノ三 医科大学附属医院ニ薬剤手専任十人ヲ置ク  
判任トス

薬剤手ハ薬局長ノ指揮ヲ承ケ医院薬局ニ関スル職務ニ服  
ス

附 則

本令ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス

七 京都帝国大学官制一部改正〔抄〕〔書記官廃止、総長職  
権の一部の福岡医科大学長への委任廃止〕

〔二〕  
勅令第四一〇号

一九一〇（明治四四）年三月三〇日（官報三月三一日）

京都帝国大学官制中左ノ通改正ス

第一条中「書記官」ヲ削ル

第二条第三項ヲ削ル

第三条 削除

第三条ノ二中「分掌」ヲ「掌理」ニ改ム

〔中略〕

附 則

本令ハ明治四十四年四月一日ヨリ之ヲ施行ス

〔以下略〕

八 京都帝国大学官制一部改正〔看護婦長設置〕

〔二〕  
勅令第二五八号

一九一六（大正五）年二月三二日（官報二月三三日）

京都帝国大学官制中左ノ通改正ス

第六条ニ左ノ一項ヲ加フ

前項職員ノ外医科大学ニ看護婦長ヲ置ク

第九条ノ二 看護婦長ハ専任三人判任トス上官ノ命ヲ承ケ

医科大学附属医院ニ於ケル看護ニ関スル職務ニ服ス

附 則

本令ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス

九 京都帝国大学官制一部改正〔抄〕〔技手設置〕

〔二〕  
勅令第一五五号

一九一八（大正七）年六月二二日（官報六月二四日）

京都帝国大学官制中左ノ通改正ス

第一条ニ左ノ一項ヲ加フ

前項職員ノ外京都帝国大学基本財産林ノ業務ニ従事セシ

ムル為技手ヲ置ク

〔中略〕

第五条ノ三 技手ハ専任三人判任トス上官ノ命ヲ承ケ技術

ニ従事ス

(中略)

附則

本令ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス

一〇 京都帝国大学官制一部改正〔帝国大学令改正に伴う

全面的改正〕

一九一九(大正八年)三月三十一日(官報四月一日)

勅令第五三三号

(二)

京都帝国大学官制中左ノ通改正ス

第一条 京都帝国大学ニ左ノ職員ヲ置ク

総長

教授

助教授

事務官

学生監

司書官

助手

書記

司書

前項職員ノ外京都帝国大学基本財産林ノ業務ニ従事セシムル為技手ヲ置ク

第二条中「帝国大学令ノ規定ニ依リ」ヲ削ル

第二条ノ二 教授ハ専任百八人奏任又ハ勅任トス各学部ニ分属シテ其ノ講座ヲ担任シ学生ヲ教授シ其ノ研究ヲ指導ス

教授ニシテ学部長又ハ医学部附属医院長ニ補セラレタル者ニハ講座ヲ担任セシメサルコトヲ得

第三条 助教授ハ専任五十一人奏任トス各学部ニ分属シ教授ヲ助ケテ授業及実験ニ従事ス

講座ヲ担任スル助教授ハ前項ノ定員外トス但シ講座ヲ分担スル者ハ此ノ限ニ在ラス

第四条ノ三 助手ハ専任九十一人判任トス各学部ニ分属シ教授又ハ助教授ノ指揮ヲ承ケテ學術ニ関スル職務ニ服ス

第五条中「書記ハ判任トス」ヲ「書記ハ専任二十四人判任トス」ニ改メ同条第二項ヲ削ル

第六条 各学部ニ学部長一人ヲ置キ其ノ学部ニ属スル教授ノ中ヨリ文部大臣之ヲ補ス

学部長ハ総長ノ監督ノ下ニ於テ其ノ学部ノ事ヲ掌ル

第七条 医学部ニ附属医院ヲ置ク  
医院ニ医院長ヲ置キ医学部ニ属スル教授ノ中ヨリ文部大

臣之ヲ補ス

医院長ハ総長ノ監督ノ下ニ於テ医院ノ事務ヲ掌理ス

第八条 医院ニ薬局長ヲ置ク專任一人奏任トス

薬局長ハ医院薬局ノ事務ヲ掌理ス

第九条 医院ニ薬剤手ヲ置ク專任五人判任トス

薬剤手ハ薬局長ノ指揮ヲ承ケテ医院薬局ニ関スル職務ニ

服ス

第十条 医院ニ看護婦長ヲ置ク專任三人判任トス

看護婦長ハ上官ノ命ヲ承ケテ医院ニ於ケル看護ニ関スル

職務ニ服ス

第十一条 京都帝国大学ニ附属図書館ヲ置ク

図書館ニ図書館長ヲ置キ教授、助教授又ハ司書官ノ中ヨ

リ文部大臣之ヲ補ス

図書館長ハ総長ノ監督ノ下ニ於テ図書館ノ事務ヲ掌理ス

第十二条ヲ削ル

附則

本令ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス

本令施行ノ際現ニ京都帝国大学分科大学ノ教授又ハ助教

ノ職ニ在ル者別ニ辞令書ヲ交付セラレサルトキハ各京都帝

国大学ノ教授又ハ助教授ニ同官等並現ニ受クル本俸及加俸

ノ額ニ相当スル級俸ヲ以テ任セラレタルモノトス但シ現ニ

受クル本俸及加俸ノ額ニ相当スル級俸ナキトキハ従前ノ本俸及加俸ノ額ニ相当スル本俸ヲ受クルモノトス

本令施行ノ際現ニ京都帝国大学分科大学ノ助手又ハ書記ノ

職ニ在ル者別ニ辞令書ヲ交付セラレサルトキハ各京都帝国

大学ノ助手又ハ書記ニ同俸給ヲ以テ任セラレタルモノトス

本令施行ノ際現ニ京都帝国大学ノ分科大学長又ハ医科大学

附属医院長ノ職ニ在ル者別ニ辞令書ヲ交付セラレサルトキ

ハ各京都帝国大学ノ学部長又ハ医学部附属医院長ニ補セラ

レタルモノトス

本令施行ノ際現ニ京都帝国大学ノ医科大学附属医院ノ薬局

長若ハ薬剤手又ハ医科大学看護婦長ノ職ニ在ル者別ニ辞令

書ヲ交付セラレサルトキハ各京都帝国大学医学部附属医院

ノ薬局長、薬剤手又ハ看護婦長ニ同官等俸給ヲ以テ任セラ

レタルモノトス

本令施行ノ際現ニ京都帝国大学分科大学ノ助教授又ハ助手

ニシテ休職ノ者別ニ辞令書ヲ交付セラレサルトキハ休職ノ

儘各京都帝国大学ノ助教授又ハ助手ニ同官等俸給ヲ以テ任

セラレタルモノトス

一 一 京都帝国大学官制一部改正(抄)〔書記官設置、看護婦長を看護長に改称〕

〔二〕  
勅令第八五号

一九二二(大正一〇)年四月二二日(官報四月一三日)

京都帝国大学官制中左ノ通改正ス

第一条中「助教授」ノ次ニ「書記官」ヲ加フ

〔中略〕

第三条ノ二 書記官ハ專任一人奏任トス上官ノ命ヲ承ケ庶務會計ヲ掌理ス

事務官ハ專任二人奏任トス上官ノ命ヲ承ケ庶務會計ヲ分掌ス

〔中略〕

第十条中「看護婦長」ヲ「看護長」ニ、「三人」ヲ「十人」ニ改ム

附 則

本令ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス

一 二 京都帝国大学官制一部改正(抄)〔学生監を教授助教授より補任〕

〔二〕  
勅令第二六八号

一九二三(大正一二)年五月三三日(官報五月二四日)

京都帝国大学官制中左ノ通改正ス

〔中略〕

第四条 学生監ハ教授又ハ助教授ノ中ヨリ文部大臣之ヲ補ス総長ノ命ヲ承ケ学生ノ監督ニ関スル事ヲ掌ル

〔中略〕

附 則  
本令ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス

一 三 京都帝国大学官制一部改正(抄)〔農場長、演習林長設置〕

〔二〕  
勅令第一二二三号

一九二四(大正一二)年五月二八日(官報五月二九日)

京都帝国大学官制中左ノ通改正ス

〔中略〕

第十一条ヲ第十二条トス

第十一条 農学部ニ附属農場及附属演習林ヲ置ク

農場ニ農場長、演習林ニ演習林長ヲ置キ農学部ニ属スル  
教授又ハ助教ノ中ヨリ文部大臣之ヲ補ス

農場長及演習林長ハ総長ノ監督ノ下ニ於テ各其ノ事務ヲ  
掌理ス

附 則

本令ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス

一四 京都帝国大学官制一部改正〔抄〕〔学生監を学生主事

ニ改称、学生主事補設置〕

〔二〕

勅令第二五〇号

一九二八(昭和三年)一月二十九日(官報一〇月三〇日)

京都帝国大学官制中左ノ通改正ス

第一条中「学生監」ヲ「学生主事」ニ改メ「書記」ノ次ニ

「学生主事補」ヲ加フ

〔中略〕

第四条 学生主事ハ専任五人奏任トス総長ノ命ヲ承ケ学生

ノ指導監督ヲ掌ル

第五条ノ三ヲ第五条ノ四トシ第五条ノ二ヲ第五条ノ三トス

第五条ノ二 学生主事補ハ専任五人判任トス上官ノ命ヲ承

ケ学生主事ノ職務ヲ助ク

附 則

本令ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス

一五 京都帝国大学官制一部改正〔抄〕〔臨海実験所長、臨

湖実験所長、火山温泉研究所長設置〕

〔二〕

勅令第七三三号

一九三七(昭和一二)年二月二十四日(官報一二月二七日)

京都帝国大学官制中左ノ通改正ス

〔中略〕

第十条ノ二 理学部ニ附属臨海実験所、附属臨湖実験所及

附属火山温泉研究所ヲ置ク

臨海実験所ニ臨海実験所長、臨湖実験所ニ臨湖実験所長、

火山温泉研究所ニ火山温泉研究所長ヲ置キ理学部ニ属ス

ル教授又ハ助教ノ中ヨリ文部大臣之ヲ補ス

臨海実験所長、臨湖実験所長及火山温泉研究所長ハ総長

ノ監督ノ下ニ於テ各其ノ事務ヲ掌理ス

附 則

本令ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス

一六 東京帝国大学官制外二十一勅令一部改正〔抄〕〔事務

監、看護婦養成施設主事設置〕

〔二〕  
勅令第三七二号

一九四五(昭和二〇)年六月一日(官報六月一六日)

〔前略〕

第五条 京都帝国大学官制中左ノ通改正ス

第一条中「総長」ノ次ニ「事務監」ヲ加フ

〔中略〕

第二条ノ二 事務監ハ一人勅任トス総長ノ命ヲ承ケ大学

ノ事務ヲ掌理ス

〔中略〕

第十条ノ二 医院ニ看護婦養成施設ヲ置ク

看護婦養成施設ニ主事ヲ置キ医学部ニ属スル教授又ハ

助教授ノ中ヨリ文部大臣之ヲ補ス

主事ハ上官ノ命ヲ承ケ看護婦養成施設ノ事務ヲ掌理ス

〔中略〕

附則

本令ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス

一七 東京帝国大学官制一部改正等〔抄〕〔学生主事、学生

主事補廃止等〕

〔二〕  
勅令第一四一号

一九四六(昭和二一)年三月一日(官報三月一日)

〔前略〕

第四条 京都帝国大学官制中左ノ通改正ス

第一条中「学生主事」及「学生主事補」ヲ削ル

〔中略〕

第三条ノ二第一項中「一人」ヲ「二人」ニ改メ「庶務会

計」ノ下ニ「及学生生徒ノ厚生ニ関スル事務」ヲ加フ

第三条ノ二第二項中「三人」ヲ「六人」ニ改メ「庶務会

計」ノ下ニ「及学生生徒ノ厚生ニ関スル事務」ヲ加フ

第四条 削除

〔中略〕

第五条中「四十八人」ヲ「五十一人」ニ改メ「庶務會計

ノ下ニ「及学生生徒ノ厚生ニ関スル事務」ヲ加フ

第五条ノ二 削除

〔中略〕

附則

本令ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス

〔中略〕

本令施行ノ際現ニ東京帝国大学、京都帝国大学、九州帝国  
大学及北海道帝国大学ノ職員ニシテ内地（樺太、沖縄及千島  
ヲ除ク）以外ノ地域ニ在ルモノニ付テハ其ノ者ノ引揚後六月  
ノ期間満了スル迄之ヲ当該帝国大学職員ノ定員外ト為スコ  
トヲ得

一八 帝国大学官制〔抄〕

（二）

勅令第二〇五号

一九四六（昭和二一）年四月一日

朕帝国大学官制ヲ裁可シ茲ニ之ヲ公布セシム

御名 御璽

昭和二十一年四月一日

内閣総理大臣 男爵 幣原喜重郎

文部大臣 安倍 能成

勅令第二百五号

帝国大学官制

第一条 帝国大学ハ左ノ如シ

東京帝国大学

京都帝国大学

東北帝国大学

九州帝国大学

北海道帝国大学

大阪帝国大学

名古屋帝国大学

第二条 帝国大学ニ左ノ職員ヲ置ク

総長

教授

助教授

文部教官

文部事務官

文部技官

第三条 総長ハ一級ノ文部教官又ハ文部事務官ヲ以テ之ニ

充ツ文部大臣ノ監督ヲ承ケ帝国大学一般ノ事ヲ掌リ所属

職員ヲ統督ス

総長ハ一級官吏及二級官吏ノ進退ニ関シテハ文部大臣ニ

具状シ三級官吏ニ関シテハ之ヲ専行ス

第四条 教授ハ一級又ハ二級ノ文部教官ヲ以テ之ニ充ツ各

学部ニ分属シテ其ノ講座ヲ担任シ学生ヲ教授シ其ノ研究

ヲ指導ス

教授タル文部教官ニシテ学部長、医学部附属医院長又ハ

東京帝国大学農学部附属演習林長ニ補セラレタルモノニ

ハ講座ヲ担任セシメザルコトヲ得

第五条 助教ハ二級ノ文部教官ヲ以テ之ニ充ツ各学部ニ分屬シ教授ヲ助ケテ授業及実験ニ従事ス助教ニシテ講座ヲ担任スルモノハ助教ノ定員外トス

第六条 総長ハ必要アル場合ニ於テハ講師ヲ囑託スルコトヲ得

第七条 帝国大学ノ各学部ニ学部長ヲ置キ其ノ学部ニ屬スル教授タル文部教官ヲ以テ之ニ充ツ総長ノ監督ノ下ニ於テ学部ノ事ヲ掌ル

第八条 帝国大学医学部ニ附属医院ヲ、東京帝国大学、大阪帝国大学及名古屋帝国大学ニ附属医院ノ外附属医院分院ヲ置ク

医院ニ院長及文部技官ヲ、医院分院ニ分院長及文部技官ヲ置ク

院長ハ医学部ニ屬スル教授タル文部教官ヲ以テ、分院長ハ医学部ニ屬スル教授又ハ助教タル文部教官ヲ以テ之ニ充ツ院長ハ総長ノ監督ノ下ニ於テ、分院長ハ総長及医院長ノ監督ノ下ニ於テ各医院又ハ医院分院ノ事ヲ掌ル

第九条 医院及東京帝国大学医学部附属医院分院ニ看護婦養成施設ヲ置ク

看護婦養成施設ニ主事ヲ置キ医学部ニ屬スル教授又ハ助教タル文部教官ヲ以テ之ニ充ツ上官ノ命ヲ承ケ看護婦養成施設ノ事ヲ掌ル

第十条 伝染病研究所其ノ他帝国大学ニ附置セラレタル研究所ノ職員タル文部教官ハ研究其ノ他研究所ノ所掌事項ヲ掌ル

教授タル文部教官ニシテ前項ノ研究所ノ所長其ノ他ノ職員タルモノニハ講座ヲ担任セシメザルコトヲ得  
前項ノ規定ニ依リ講座ヲ担任セザル教授及専ラ研究所ノ職員タル助教ハ所属帝国大学教授又ハ助教タル文部教官ノ定員外トス

〔中略〕

第十二条 東京帝国大学理学部ニ附属臨海実験所及附属植物園ヲ、京都帝国大学理学部ニ附属臨海実験所、附属臨海実験所及附属火山温泉研究所ヲ、東北帝国大学、北海道帝国大学及名古屋帝国大学ノ理学部ニ附属臨海実験所ヲ置ク

各臨海実験所ニ臨海実験所長ヲ、植物園ニ植物園長ヲ、臨湖実験所ニ臨湖実験所長ヲ、火山温泉研究所ニ火山温泉研究所長ヲ置キ理学部ニ屬スル教授又ハ助教タル文部教官ヲ以テ之ニ充ツ総長ノ監督ノ下ニ於テ各臨海実験

所等ノ事ヲ掌ル

第十三条 東京帝国大学及九州帝国大学ノ農学部ニ附属農場、附属演習林及附属水産実験所ヲ、京都帝国大学農学部ニ附属農場及附属演習林ヲ、北海道帝国大学農学部ニ附属植物園、附属農場及附属演習林ヲ置ク

各農場ニ農場長ヲ、各演習林ニ演習林長ヲ、各水産実験

所ニ水産実験所長ヲ、植物園ニ植物園長ヲ置キ農学部ニ

属スル教授又ハ助教授タル文部教官ヲ以テ之ニ充ツ総長ノ監督ノ下ニ於テ各農場等ノ事ヲ掌ル

〔中略〕

第十六条 帝国大学ニ附属図書館ヲ置ク

図書館ニ図書館長ヲ置キ教授若ハ助教授タル文部教官又

ハ二級ノ文部事務官ヲ以テ之ニ充ツ総長ノ監督ノ下ニ於テ図書館ノ事ヲ掌ル

第十七条 帝国大学、附属医院及医院分院、予科及附属専門部ノ専任職員ノ定員ハ別表第一乃至第三ニ依ル

附 則

本令ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス

東京帝国大学官制、京都帝国大学官制、東北帝国大学官制、九州帝国大学官制、北海道帝国大学官制、大阪帝国大学官制及名古屋帝国大学官制ハ之ヲ廃止ス

〔別表第一〕

京都帝国大学	文部教官又ハ文部事務官		文部教官			文部事務官			文部技官	
	一人	一級								
	一人	一級	九人	二級	六十人	三級	十二人			

〔京大関係のみ〕

(別表第二)

京都帝国大学医学部附属医院	文部 技官	
	二級	三級
	一人	二十三人

(京大関係のみ)

(以下略)

改正 昭二勅令三五六、勅令三七一、勅令三七一、昭二勅令九三、勅令一三九、政令一三六、政令二〇四、昭三政令二五五、政令二八八、昭二四政令八

〔注〕 一九四七・九・三〇政令第二〇四号で国立総合大学官制に

改称。

一九四九・五・三一法律第一五〇号(国立学校設置法)で廃止。

一九 学校教育法〔職員種類を規定〕

〔二〕

法律第二六号

一九四七(昭和二二)年三月二十九日(官報三月三二日)

第五十八条 (本文は一三三頁参照)

二〇 国立学校設置法施行規則〔職員種類を規定〕

〔二〕

文部省令第三号

一九四九(昭和二四)年六月二日

第一、二条 (本文は三〇頁参照)

(五) 俸 給

一 帝国大学高等官官等俸給令

〔二〕

勅令第二二二号

一八九七(明治三〇)年六月一八日(官報六月二二日)

朕帝国大学高等官官等俸給令ヲ裁可シ茲ニ之ヲ公布セシム

御名 御璽

明治三十年六月十八日

内閣総理大臣 伯爵 松方正義

文部大臣 侯爵 蜂須賀茂韶

勅令第二百十二号

帝国大学高等官官等俸給令

第一条 帝国大学総長ハ高等官一等又ハ二等トス

帝国大学各分科大学教授ハ高等官六等以上助教教授ハ高等

官五等以下トス

帝国大学書記官ハ高等官三等以下七等以上トシ帝国大学専任舎監ハ高等官四等以下トス

第二条 帝国大学各分科大学教授助教ノ俸給ハ分チテ本俸及職務俸トス

第三条 帝国大学高等官ノ年俸及教授助教ノ本俸年額ハ別表ニ依ル

教授ニシテ特ニ効績アリ五箇年以上一級俸ヲ受クル者ハ本俸五百円以内ヲ増給スルコトヲ得但シ本年勅令第百六号施行ノ前本俸千二百円ヲ受ケタル者ハ其ノ以後ノ年数ヲ通算スルコトヲ得

教授ニシテ分科大学長医院長又ハ天文台長ニ補セラレタル者ニハ本俸五百円以内教授助教ニシテ植物園長又ハ図書館長ニ補セラレタル者ニハ本俸四百円以内ヲ加給スルコトヲ得

第四条 各講座ニ職務俸ヲ附ス

各講座ニ対スル職務俸ハ学科ノ種類職務ノ繁閑ニ從ヒ年額四百円以上千二百円以下トシ文部大臣之ヲ定ム

第五条 教授ハ其ノ担任スル所ノ講座ニ対スル職務俸ヲ受ク

助教ニシテ講座ヲ担任スル者ハ其ノ講座ニ対スル職務俸ノ半額ヲ受ク

第六条 助教ハ学科ノ種類職務ノ繁閑ニ從ヒ年額二百円以上六百円以下ノ職務俸ヲ受ク

第七条 教授ニシテ二箇ノ講座ヲ担任スル場合ニ於テハ其ノ兼任スル所ノ講座ニ対スル職務俸ノ半額ヲ加給ス

第八条 講師ヲ嘱託シテ講座ヲ担任セシムルトキハ教官俸給額ノ内ヨリ其ノ講座ニ対スル職務俸以下ノ手当ヲ給ス

第九条 教授助教若ハ講師ヲシテ一講座ニ属スル職務ヲ分担セシムル場合ニ於テ教授助教ニ分給スヘキ職務俸及講師ニ分給スヘキ手当ノ年額ハ合シテ其ノ講座ニ対スル職務俸ノ年額ヲ超ユルコトヲ得ス

第十条 教授ニシテ一時他ノ公務ニ従事シ若ハ特ニ學術上ノ必要ニ由リ文部大臣ノ指揮ヲ承ケ一時講座ヲ担任セス又ハ職務ヲ離ルル者ハ二箇年以内ヲ限り仍本俸ヲ給スルコトヲ得

第十一条 本令ノ施行ニ関スル細則ハ文部大臣之ヲ定ム

附 則

第十二条 明治二十六年勅令第九十四号同年勅令第八十四号帝国大学教官俸給令並ニ明治三十年勅令第百七号中帝国大学ニ関スル条項ハ本令施行ノ日ヨリ廃止ス

(別表)

	一級	二級	三級	四級	五級	六級	七級
帝國大學總長	四千元	三千五百円					
帝國大學各分科大學教授	千六百円	千四百円	千二百円	千百円	千円	九百円	八百円
帝國大學各分科大學助教授	八百円	七百円	六百円	五百円	四百円	三百円	
帝國大學書記官	二千円	千八百円	千六百円	千四百円	千二百円	千円	九百円
帝國大學舍監	千六百円	千四百円	千二百円	千円	九百円	八百円	七百円

改正

明三二勅令一七二、明三三勅令一三五、明三四勅令一七五、明三六勅令二六一、明三九勅令四五、明四〇勅令二三三、明四一勅令一四四、明四三勅令一五三、大五勅令五四、大七勅令二七一、大八勅令七四、勅令三三一、大九勅令二六一、大一一〇勅令三二二、大一一勅令三六三、大一二勅令三三一、大一一四勅令三二二、大一一五勅令三二四、昭二勅令二九一、昭三一勅令二五九、昭六勅令一〇六、勅令二六七、昭九勅令二七一、昭一〇勅令二八一、昭一一勅令一九八、昭一二勅令七三三、昭一四勅令五二二、勅令八〇四、昭一五勅令二七九、昭一六勅令二七〇、勅令一〇〇二、勅令一〇一三、勅令一〇三三、勅令一一二〇、昭一七勅令三一、昭一八勅令五三、勅令七六〇、勅令八七八、昭一九勅令九、勅令二〇〇、勅令三五四、昭二〇勅令二五、勅令三九、勅令四〇、勅令四〇四、昭二二勅令六、勅令一五五、勅令一七三

〔注〕一九四六・九・一九勅令第四三五号で廢止。

二 高等官官等俸給令〔抄〕

一九一〇(明治四三)年三月二十六日(官報三月二十八日) 勅令第一三四号

朕高等官官等俸給令改正ノ件ヲ裁可シ茲ニ之ヲ公布セシム

御名 御璽

明治四十三年三月二十六日

内閣總理大臣 侯爵 桂太郎

勅令第百三十四号

高等官官等俸給令

第一条 親任式ヲ以テ叙任スル官ヲ除クノ外高等官ヲ分テ九等トス親任式ヲ以テ叙任スル官及一等官二等官ヲ勅任官トシ三等官乃至九等官ヲ奏任官トス

第二条 奏任官ノ任免及叙等ハ内閣総理大臣之ヲ奏薦シ其

ノ各省及各省所屬ノ官庁ニ属スルモノハ内閣総理大臣ヲ  
經由シテ主任大臣之ヲ奏薦ス

第三条 高等官ノ官等ハ別ニ定ムルモノヲ除クノ外別表第

一表ニ依ル

官制上他ノ官ニ在ル者ヲ以テ兼任セシムル官ニシテ別ニ  
官等ヲ定メサルモノハ本官ノ官等ニ依ル

第四条 初メテ高等文官ニ任セラルル者ノ官等ハ六等以下

トス

高等文官ニシテ退官シタル者再ヒ高等文官ニ任セラルル

場合ニ於テハ其ノ官等ハ前官ノ官等以下トス但シ前官官

等在職年数二年ヲ超エタル者ハ前官ノ官等ニ一等ヲ進ム

ルコトヲ得

前官ノ官等七等以下ナルトキハ前項ノ規定ニ拘ラス陞シ

テ六等官ニ至ルコトヲ得

第五条 高等文官ノ官等ハ別ニ進級ノ例ヲ定メタルモノ及

七等以下ノモノヲ除キ在職二年ヲ超ユルニ非サレハ陞叙

スルコトヲ得ス

〔中略〕

第八条 勅任文官ノ俸給ハ別ニ定ムルモノヲ除クノ外左ノ

如シ

〔中略〕

帝国大学総長

年俸

一級

五千五百円

北海道庁長官

二級

五千円

〔中略〕

第九条 帝国大学総長ニシテ一級俸ヲ受ケタル者又ハ管理

局長タル鉄道院理事ニハ年功ニ依リ特ニ五百円以内ノ加

俸ヲ給スルコトヲ得

〔中略〕

第十二条 奏任文官ノ俸給ハ別ニ定ムルモノヲ除クノ外別

表第二表各号ノ一ニ依ル

同一ノ官ニシテ官等ニ依リ其ノ俸給ヲ異ニスルモノハ別

表第三表ニ依リ各其ノ官等ニ相当スル俸給ヲ給ス

第十三条 別表第二表第一号ニ依ル官ノ官等ハ高等官三等

乃至七等、同第二号ニ依ルモノハ高等官四等乃至八等、

同第三号ニ依ルモノハ高等官五等乃至八等、同第四号ニ

依ルモノハ高等官六等以下、同第五号ニ依ルモノハ高等

官三等以下トス

〔中略〕

第十五条 別表第二表第一号ニ依リ其ノ俸給官等ニ相当セ

サル諸官左ノ如シ

〔中略〕

帝国大学書記官

〔中略〕

第十七条 別表第二表第二号ニ依リ其ノ俸給官等ニ相当セ

サル諸官左ノ如シ

〔中略〕

帝国大学事務官

帝国大学学生監

帝国大学司書官

京都帝国大学医科大学附属医院薬局長

〔中略〕

第二十五条 前数条ニ依ルモノヲ除クノ外高等文官ノ年俸

ハ別表第五表ニ依ル但シ別段ノ規定アルモノハ此ノ限ニ在ラス

第二十六条 左ニ掲クル諸官ニシテ一級俸ヲ受ケ在職五年

以上ニ至リ功績アル者ハ五百円以内ノ年功加俸ヲ給スル

コトヲ得

〔中略〕

帝国大学各分科大学教授

〔中略〕

附則

本令ハ明治四十三年四月一日ヨリ之ヲ施行ス

〔中略〕

〔第一表〕

文		官等	勅	任	文	武	高	等	官	官	等	表	任
		官等											
		親任											
		文部大臣											
		文部次官											
		同											
局長	普通学務	局長	専門学務	上									



御名 御璽

昭和二十五年四月三日

内閣総理大臣 吉田 茂

法律第九十五号

一般職の職員の給与に関する法律

(この法律の目的及び効力)

第一条 この法律は、別に法律で定めるものを除き、国家公務員法(昭和二十二年法律第二百十号)第二条に規定する一般職に属する職員(以下職員という。)に関し、その人事及び給与に関する方針の統一を図るため、職員の俸給、

俸給表、俸給表の調整、扶養手当、勤務地手当、特殊勤務手当、勤務時間、超過勤務手当、休日給及び夜勤手当並びに給与実施についての規程の制定に関する事項を臨時に定めることを目的とする。この法律は、職員総平均の給与額(俸給、扶養手当、勤務地手当及び特殊勤務手当を含むものとし、これら以外の要素を含まない。)を月額六千三百七円とする原則を確立するものとする。

2 この法律の規定は、国家公務員法のいかなる条項をも廃止し、若しくは修正し、又はこれに代わるものではない。この法律の規定が国家公務員法又は同法に基く法律の規定に矛盾する場合においては、その規定は、当然そ

の効力を失う。この法律のすべての規定は、昭和二十六年三月三十一日限り、その効力を失う。

3 第六条の規定による職務の分類は、国家公務員法第二十九条その他同法中のこれに関する条項に従い国会の承認を経て定められるべき職務の分類の計画であつて、且つ、同法の要請するところに適合するものとみなし、その改正が人事院によつて勧告され、国会によつて制定されるまで、その効力をもつ。

[中略]

(俸給)

第四条 各職員の受ける俸給は、その職務の複雑、困難及び責任の度に基き、且つ、勤労の強度、勤務時間、勤労環境その他の勤務条件を考慮したものでなければならぬ。

第五条 第六条に規定する別表に定められている俸給表には、すべての職務の級の俸給を含むものとする。俸給は、第十四条に規定する勤務時間(以下正規の勤務時間という。)による勤務に対する報酬であつて、この法律に定める扶養手当、勤務地手当、超過勤務手当、休日給及び夜勤手当を除いた全額とする。

2 第十条の規定による俸給の調整額及び第十三条の規定

による特殊勤務手当は、俸給の一部とする。但し、特殊勤務手当で前条の規定の趣旨に基かないものについては、人事院の定めるところにより俸給の一部としない。

3 住宅、宿所、食事、制服その他これに類する現物手当が支給される場合においては、これを給与の一部とし、別に法律の定めるところにより、その職員の俸給から控除する。但し、予算又は法令の規定に基いて支給される場合は、この限りでない。

4 前項の規定は、左の各号に掲げる者で、その官職の正規の勤務に、左の各号に規定する特殊な勤務が含まれており、且つ、それを正規の勤務時間以外においても行わなければならない職員には適用しない。

一 生命又は財産の保護のため正規の勤務時間以外においても勤務することを要する職員

二 研究又は実験のため臨機の勤務に服することを要する職員

三 正規の職務上、へき地に勤務することを要する職員

四 庁舎の管理責任者であつて、その職務の遂行のため庁舎内に居住することを要する職員

第六条 職員の職務は、これを十五級に分類し、その分類の基準となるべき標準的な職務の内容は、人事院が定め

る。

2 この法律の定める俸給表は、左に掲げる一般俸給表及び特別俸給表とし、他のいかなる俸給表も認められない。

一 一般俸給表(別表第二)

二 特別俸給表

税務職員及び経済調査官級別俸給表(別表第二)

警察職員、海上保安庁職員(人事院規則で指定する

者に限る。)及び刑務職員級別俸給表(別表第三)

船員級別俸給表(別表第四)

3 前項の俸給表に掲げる額は、月額とする。

4 一般俸給表は特別俸給表の適用を受ける者以外のすべての職員に適用する。但し、第二十二条、第二十三条及び附則第四項に規定する職員には、これらの俸給表を適用しない。

[中略]

附則

1 この法律は、公布の日から施行し、昭和二十五年四月一日から適用する。

[中略]

別表第一  
一般俸給表

職務の級	俸給	俸	給	月	額
一	一 号				
二	二 号				
三	三 号				
四	四 号				
五	五 号				
六	六 号				
七	七 号				
八	八 号				
九	九 号				
十	十 号				
十一	十一 号				
十二	十二 号				
十三	十三 号				
十四	十四 号				
十五	十五 号				

(中略)

内閣総理大臣 吉田 茂  
 法務総裁 殖田 俊吉  
 外務大臣 吉田 茂  
 大蔵大臣 池田 勇人  
 文部大臣 高瀬 莊太郎

厚生大臣 林 謙治  
 農林大臣 森 幸太郎  
 通商産業大臣 池田 勇人  
 運輸大臣 大屋 晋三  
 郵政大臣 小沢 佐重喜

電気通信大臣 小沢佐重喜  
労働大臣 鈴木 正文  
建設大臣 益谷 秀次  
経済安定本部総裁 吉田 茂

改正

昭二五法律二九九、昭二六法律一七八、法律三二四、昭二七法律一八三、法律二五一、法律二六八、法律二七〇、法律三二四、昭二八法律一六一、法律二二七、法律二七九、法律二八五、昭二九法律一四一、昭三〇法律一八四、昭三二法律一七四、法律一七六、昭三三法律一五四、法律一八二、昭三三法律八七、法律一七六、法律一七九、昭三四法律一一九、法律一六四、昭三五法律九三、法律一五〇、昭三六法律一三三、法律一七六、昭三七法律一六一、昭三八法律六、法律一七四、昭三九法律一七四、昭四〇法律一四七、昭四一法律一四〇、昭四二法律一四一、昭四三法律一〇五、昭四四法律七一、昭四五法律一一九、昭四六法律一一二、昭四七法律一一八、昭四八法律一〇、法律九五、昭四九法律七、法律三二、法律七四、法律七四、法律一〇五、昭五〇法律九、法律七一、昭五一法律七七、昭五二法律八八、昭五三法律九〇、昭五四法律五七、昭五五法律九四、昭五六法律九六、昭五七法律六六、昭五八法律六九、法律八〇、法律八一、昭五九法律七九、昭六〇法律四、法律九七、法律一〇五、法律一〇八、昭六一法律九三、法律一〇一、昭六二法律一〇九、昭六三法律九二、法律一〇〇、平元法律七三、平二法律七九、平三法律一〇二、法律一〇九、平四法律二八、法律九二、平五法律八二、平六法律三三、法律八九、平七法律五一、法律一六、平八法律

一一一、平九法律六六

四 一般職の職員の給与に関する法律(一部改正)(抄) (二)

法律第二三七号  
一九五三(昭和二八)年八月一八日

一般職の職員の給与に関する法律の一部を改正する法律

一般職の職員の給与に関する法律(昭和二十五年法律第九十五号)の一部を次のように改正する。

第六条第二項第二号中「企業官庁職員級別俸給表(別表第五)」を

- 「企業官庁職員級別俸給表(別表第五)
  - イ 教育職員級別俸給表(別表第七)
  - ロ 大学等教育職員級別俸給表
  - ハ 高等学校等教育職員級別俸給表
  - ニ 中学校、小学校等教育職員級別俸給表」
 に改め、同

条に次の一項を加える。

6 教育職員級別俸給表は、左の各号の区分に従い、当該各号に掲げる教育職員に適用する。

- 一 大学等教育職員級別俸給表
  - 大学その他これに準ずるもので、人事院の指定す

るものに勤務する学長、教授、助教授、講師、助手  
 その他人事院規則で指定する職員  
 〔中略〕  
 別表第六を別表第七とし、別表第五の次に次のように加える。

別表第六 教育職員級別俸給表

イ 大学等教育職員級別俸給表

職務の級	俸給											
	一号俸	二号俸	三号俸	四号俸	五号俸	六号俸	七号俸	八号俸	九号俸	十号俸	十一号俸	
一級	五,七〇〇	五,八〇〇	六,〇〇〇	六,二〇〇	六,四〇〇	六,六〇〇	六,九〇〇	七,二〇〇	七,五〇〇	七,八〇〇	八,一〇〇	八,四〇〇
二級	六,〇〇〇	六,四〇〇	六,六〇〇	六,九〇〇	七,一〇〇	七,四〇〇	七,六〇〇	七,九〇〇	八,一〇〇	八,四〇〇	八,七〇〇	九,〇〇〇
三級	七,〇〇〇	八,一〇〇	八,四〇〇	八,六〇〇	八,九〇〇	九,一〇〇	九,五〇〇	九,八〇〇	一〇,一〇〇	一〇,三〇〇	一〇,六〇〇	一〇,九〇〇
四級	九,〇〇〇	一〇,三〇〇	一〇,六〇〇	一〇,九〇〇	一一,一〇〇	一一,三〇〇	一一,五〇〇	一二,〇〇〇	一二,二〇〇	一二,四〇〇	一二,六〇〇	一二,八〇〇
五級	一〇,〇〇〇	一一,四〇〇	一二,〇〇〇	一二,三〇〇	一二,六〇〇	一二,九〇〇	一三,一〇〇	一三,三〇〇	一三,五〇〇	一三,七〇〇	一三,九〇〇	一四,一〇〇
六級	一四,〇〇〇	一五,二〇〇	一五,八〇〇	一六,四〇〇	一七,〇〇〇	一七,六〇〇	一八,二〇〇	一八,八〇〇	一九,四〇〇	二〇,〇〇〇	二〇,六〇〇	二一,二〇〇
七級	一八,〇〇〇	一九,一〇〇	二〇,〇〇〇	二〇,八〇〇	二一,六〇〇	二二,四〇〇	二三,〇〇〇	二三,六〇〇	二四,二〇〇	二四,八〇〇	二五,四〇〇	二六,〇〇〇
八級	二〇,〇〇〇	二二,〇〇〇	二二,五〇〇	二三,〇〇〇	二三,六〇〇	二四,二〇〇	二四,八〇〇	二五,四〇〇	二六,〇〇〇	二六,六〇〇	二七,二〇〇	二七,八〇〇
九級	二七,〇〇〇	二八,四〇〇	二九,五〇〇	三〇,六〇〇	三一,九〇〇	三三,〇〇〇	三三,五〇〇	三四,〇〇〇	三四,五〇〇	三五,〇〇〇	三五,五〇〇	三六,〇〇〇
十級	三三,〇〇〇	三四,〇〇〇	三五,九〇〇	三七,〇〇〇	三八,〇〇〇	三九,〇〇〇	四〇,〇〇〇	四〇,〇〇〇	四一,〇〇〇	四一,〇〇〇	四二,〇〇〇	四二,〇〇〇
十一級	三六,〇〇〇	四〇,〇〇〇	四一,八〇〇	四三,〇〇〇	四四,〇〇〇	四六,〇〇〇	四七,八〇〇	四九,五〇〇	五〇,〇〇〇	五〇,〇〇〇	五二,〇〇〇	五二,〇〇〇
十二級	五二,〇〇〇	五七,〇〇〇	五九,〇〇〇	六二,〇〇〇	六四,〇〇〇	六六,〇〇〇	六九,〇〇〇	七二,〇〇〇	七四,〇〇〇	七六,〇〇〇	七九,〇〇〇	八二,〇〇〇

備考

1 本表は、暫定的のものであつて、なるべく速やかに合理的改訂を加えるものとする。

2 本表の十一級七号俸、十一級八号俸及び十一級九号俸は、大学院を置く大学の教授について適用

する。

〔中略〕

附則

1 この法律は、昭和二十九年一月一日から施行する。

〔以下略〕

(六) 停(定)年

一 在職教授退職ニ関スル申合

(二〇)

評議会決定  
一九二三(大正二二)年三月一三日

在職教授退職ニ関スル申合

第一条 教授ハ満六十歳ヲ以テ定年トス

第二条 定年時期ハ前学年ノ終ニ於テ之ヲ予告ス

第三条 定年時期ノ予告ヲ受ケタル教授ニシテ其ノ時期ニ

達スルモ辞表ヲ提出セサルトキハ当該学部教授会ハ之ヲ

必ス退職セシムルノ処置ヲ採ルモノトス

第四条 教授停年ニ達シテ辞表ヲ提出シタルトキハ隨時其

ノ手続ヲ履行スルモノトス

第五条 定年ニ達シ退職セル教授ハ左記ノ率ニ拠リ一時金

ノ支給ヲ受クルモノトス

一、教授助教授ヲ通算シ本大学ニ於ケル勤続年数二十年

以上ニ達シタルモノハ百個

二、教授助教授ヲ通算シ本大学ニ於ケル勤続年数二十年

ニ達セサル者ハ一年若クハ其ノ未滿ヲ減スル毎二五

個ヲ減ス(附表参照)

第六条 授業上必要アルトキハ教授会ノ同意ヲ得テ退職教

授ニ講師ヲ囑託スルコトヲ得

此場合ニ於テハ教授会ノ議決ハ当該学部在職教授四分ノ

三以上出席シ其ノ六分ノ五以上ノ多数ヲ必要トス

第七条 退職教授ニ講師ヲ囑託セントスル場合ニ於テハ其

ノ任期ヲ一年以内トシ継続セントスルトキハ其ノ都度第

六条ノ手続ヲ経ルヲ要ス

第八条 本学ヨリ俸給其ノ他ノ支給ヲ受ケサル定員外ノ教

授定年ニ達シタルトキハ本申合ノ適用ヲ停止シ定員外ノ

期間ヲ勤続年数ニ通算セス

第九条 本申合ハ之ヲ助教授ニ適用ス但其ノ支給額ハ教授

ニ対スルモノノ三分ノ二トス

第十条 他二本務ヲ有シ本学ニ兼務セル教授及助教授ニ対

シテハ第一条乃至第三条ニ限り適用ス

第十一条 本申合ニ疑義ヲ生シタルトキハ評議會之ヲ決ス

附則

本申合ハ決定ノ日ヨリ之ヲ施行ス

本申合施行前滿六十歳ニ達シタル者及本申合施行後六ヶ月内ニ滿六十歳ニ達スル者ハ予告ヲ待タスシテ本申合施行後六ヶ月内ニ辞表ヲ提出スヘキモノトス

(附表)

個數	100	95	90	85	80	75	70	65	60	55	50	45	40	35	30	25	20	15	10	5
數	100	95	90	85	80	75	70	65	60	55	50	45	40	35	30	25	20	15	10	5
年數	二十九年	二十八年	二十七年	二十六年	二十五年	二十四年	二十三年	二十二年	二十一年	二十年	十九年	十八年	十七年	十六年	十五年	十四年	十三年	十二年	十一年	十年
勤続年數	二十九年	二十八年	二十七年	二十六年	二十五年	二十四年	二十三年	二十二年	二十一年	二十年	十九年	十八年	十七年	十六年	十五年	十四年	十三年	十二年	十一年	十年

改正 昭九・七・五

〔注〕一九五〇・五・二達示第九号で廃止。

二 教員停年規程

〔六〕

達示第九号

一九五〇(昭和二五)年五月二日

京都大学教員停年規程

第一条 教員は、滿六十三歳を停年とする。

第二条 部局長は、学長に対し、停年に達する教員の退職の内申をしなければならない。

2 教員は、停年に達した日に退職するものとし、退職の六十日前に退職願を部局長に提出するものとする。

第三条 授業上必要あるときは、教授会の同意を得て、退職教員に非常勤講師を命ずることができる。

2 前項の場合における教授会の議決は、当該学部在職教授四分の三以上出席し、その四分の三以上の同意を得なければならない。

第四条 前条講師の任期は、一年以内とする。

2 任期満了後、更に、講師を継続させる必要があるときは、前条第二項によらなければならない。

第五条 本学に兼補の教員については、第一条乃至第三条を適用する。

第六条 この規程の解釈について、疑義のあるときは、大学管理機関が決する。

附則

この規程は、昭和二十五年五月二日から、施行する。

この規程は、助手に準用する。

在職教授退職ニ関スル申合(大正十二年三月十三日決定)は、廃止する。

〔注〕一九六四・一・二二達示第一号で全部改正。

三 教員停年規程

〔六〕  
達示第一号

一九六四(昭和三九)年一月二日

京都大学教員停年規程

第一条 教員は、満六十三才を停年とする。

2 教員の停年による退職の時期は、停年に達した日の属する学年の末日とする。

第二条 部長は、総長に対し、停年に達する教員の退職の内申をしなければならない。

第三条 授業上特に必要があるときは、教授会の議を経て、退職教員に非常勤講師を命ずることができる。

2 前項の場合における教授会の議決は、当該学部または教養部在職教授四分の三以上が出席した教授会において、その四分の三以上の同意を得なければならない。任期の満了した非常勤講師をさらに任用する場合も、同様とする。

第四条 併任の教員についても、前三条の規定を適用する。

附 則

1 この規程は、昭和三十九年四月一日から施行する。ただし、第一条第二項の適用については、昭和四十年三月三十一日までの間は、事情により旧規程(昭和二十五年達示第九号)第二条第二項前段の例によることができる。

2 この規程は、助手に準用する。

改正 昭四八・三・二七達示一九号、昭五九・三・二七達示二号、

平五・三・三〇達示四四号、平八・五・一四達示四三号

四 国家公務員法一部改正(抄)〔職員の設定年を規定〕(二)

法律第七七号

一九八一(昭和五六)年六月一日

国家公務員法の一部を改正する法律

国家公務員法(昭和二十二年法律第百二十号)の一部を次のように改正する。

〔中略〕

第三章第六節第一款に次の一目を加える。

第二目 定年

(定年による退職)

第八十一条の二 職員は、法律に別段の定めのある場合を除き、定年に達したときは、定年に達した日以後におけ

最初の三月三十一日又は第五十五条第一項に規定する任命権者若しくは法律で別に定められた任命権者があらかじめ指定する日のいずれか早い日(以下「定年退職日」という。)に退職する。

前項の定年は、年齢六十年とする。ただし、次の各号に掲げる職員の定年は、当該各号に定める年齢とする。

一 病院、療養所、診療所等で人事院規則で定めるものに勤務する医師及び歯科医師 年齢六十五年

二 庁舎の監視その他の庁務及びこれに準ずる業務に従事する職員で人事院規則で定めるもの 年齢六十三年

三 前二号に掲げる職員のほか、その職務と責任に特殊性があること又は欠員の補充が困難であることにより定年を年齢六十年とすることが著しく不相当と認められる官職を占める職員で人事院規則で定めるもの 六十年を超え、六十五年を超えない範囲内で人事院規則で定める年齢

前二項の規定は、臨時的職員その他の法律により任期を定めて任用される職員及び常時勤務を要しない官職を占める職員には適用しない。

〔中略〕

附 則

(施行期日)

第一条 この法律は、昭和六十年三月三十一日から施行する。

〔以下略〕

(七) 任期

一 大学の教員等の任期に関する法律〔抄〕

〔二〕

法律第八十二号  
一九九七(平成九)年六月一三日

大学の教員等の任期に関する法律をここに公布する。

御名 御璽

国事行為臨時代行名

平成九年六月十三日

内閣総理大臣 橋本龍太郎

法律第八十二号

大学の教員等の任期に関する法律

(目的)

第一条 この法律は、大学等において多様な知識又は経験を有する教員等相互の学問的交流が不断に行われる状況を

を創出することが大学等における教育研究の活性化にあって重要であることにかんがみ、任期を定めることができる場合その他教員等の任期について必要な事項を定めることにより、大学等への多様な人材の受入れを図り、もって大学等における教育研究の進展に寄与することを目的とする。

(定義)

第二条 この法律において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

一 大学 学校教育法(昭和二十二年法律第二十六号)第一条に規定する大学をいう。

二 教員 大学の教授、助教授、講師及び助手をいう。

三 教員等 教員及び国立学校設置法(昭和二十四年法律第五十号)第三章の三から第三章の六までに規定する機関(第六条において「大学共同利用機関等」という。)の職員のうち専ら研究又は教育に従事する者をいう。

四 任期 国家公務員としての教員等若しくは地方公務員としての教員の任用に際して、又は学校法人(私立学校法(昭和二十四年法律第二百七十号)第三条に規定する学校法人をいう。以下同じ。)と教員との労働契約において定められた期間であつて、国家公務員である教

員等にあつては当該教員等が就いていた職若しくは他の国家公務員の職(特別職に属する職及び非常勤の職を除く。)に、地方公務員である教員にあつては当該教員が就いていた職若しくは同一の地方公共団体の他の職(特別職に属する職及び非常勤の職を除く。)に引き続き任用される場合又は同一の学校法人との間で引き続き労働契約が締結される場合を除き、当該期間の満了により退職することとなるものをいう。

(国立又は公立の大学の教員の任期)

第三条 国立又は公立の大学の大学管理機関(教育公務員特例法(昭和二十四年法律第一号)第四条第二項に規定する大学管理機関をいい、同法第二十五条第一項第二号の規定により読み替えられたものを含む。次項において同じ。)は、当該大学の教員(常時勤務の者に限る。以下この条及び次条において同じ。)について、次条の規定による任期を定めた任用を行う必要があると認めるときは、教員の任期に関する規則を定めなければならない。

2 国立又は公立の大学は、前項の規定により大学管理機関が教員の任期に関する規則を定め、又はこれを変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

3 第一項の教員の任期に関する規則に記載すべき事項及

び前項の公表の方法については、文部省令で定める。

文部大臣 小杉 隆

第四条 任命権者は、前条第一項の教員の任期に関する規

内閣総理大臣 橋本龍太郎

則が定められている大学について、教育公務員特例法第

十条の規定に基づきその教員を任用する場合において、

次の各号のいずれかに該当するときは、任期を定めるこ

とができる。

一九九八(平成一〇)年四月九日 達示第二三〇号

一 先端的、学際的又は総合的な教育研究であることそ

京都大学教官の任期に関する規程

の他の当該教育研究組織で行われる教育研究の分野又

は方法の特性にかんがみ、多様な人材の確保が特に求

められる教育研究組織の職に就けるとき。

二 助手の職で自ら研究目標を定めて研究を行うことを

その職務の主たる内容とするものに就けるとき。

三 大学が定め又は参画する特定の計画に基づき期間を

定めて教育研究を行う職に就けるとき。

2 任命権者は、前項の規定により任期を定めて教員を任

用する場合には、当該任用される者の同意を得なければ

ならない。

第三条 法第四条第二項の規定に基づく同意は、別紙様式により得るものとする。

附則

附則

この法律は、公布の日から起算して三月を超えない範囲

この規程は、平成十年四月九日から施行する。

内において政令で定める日から施行する。

第5章 人 事

別表（法第四条第一項第一号関係）

再生医科学研究所	再生医学応用研究部門 生体修復応用分野 器官形成応用分野 再生医学応用流動分野	教育研究組織の名称	対象となる職	任期	再任の可否	備考
			教授 助教授 講師 助手	五年	可	

別紙様式

同 意 書

年 月 日

京 都 大 学 総 長 殿

(氏 名) 印

私は、京都大学〇〇〇〇に就任するに際し、大学の教員等の任期に関する法律（平成9年法律第82号）第4条第1項第1号及び京都大学教官の任期に関する規程第2条の規定に基づき、下記のとよりの任期により任用されるものであることに同意します。

記

年 月 日から 年 月 日まで

注：〇〇部分には、教育研究組織及び職を記入する。

五 名 譽 教 授

一 帝国大学令一部改正（名譽教授を規定）

〔二〕 勅令第八二号

一八九三（明治二〇）年八月一〇日（官報八月二日）

第十三条（本文は六頁参照）

二 帝国大学名譽教授及文部省直轄諸学校名譽教授ノ待遇

二 關スル件

〔二〕

一九一五（大正四）年八月九日（官報八月一〇日）  
勅令第一五二号

朕帝国大学名譽教授及文部省直轄諸学校名譽教授ノ待遇ニ  
關スル件ヲ裁可シ茲ニ之ヲ公布セシム

御 名 御 璽

大正四年八月九日

内閣總理大臣 伯爵 大隈重信

文 部 大 臣 法学博士 一木喜徳郎

勅令第五百二十二号

帝国大学名誉教授及文部省直轄諸学校名誉教授ハ勅任官ヲ以テ待遇ス

附則

本令ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス

改正 大九勅令七九、昭四勅令四四、昭六勅令二〇、勅令三三五、昭一六勅令一一五二

〔注〕一九二〇・四・一勅令第七九号で帝国大学名誉教授、官立

大学名誉教授及文部省直轄諸学校名誉教授ノ待遇ニ関スル件に改称。一九二九・四・一勅令第四四号で帝国大学名

誉教授、官立大学名誉教授、高等師範学校名誉教授及文部省直轄諸学校名誉教授ノ待遇ニ関スル件に改称。一九三

一・三・二六勅令第二〇号で帝国大学名誉教授、官立大学名誉教授、高等師範学校名誉教授、文部省直轄諸学校名誉

教授、陸軍名誉教授及海軍名誉教授ノ待遇ニ関スル件に改称。一九三一・九・七勅令第二三五号で帝国大学名誉教授、

官立大学名誉教授、高等師範学校名誉教授、文部省直轄諸学校名誉教授、陸軍名誉教授、海軍名誉教授及水産講習所

名誉教授ノ待遇ニ関スル件に改称。一九四一・一一・一九勅令第一一五二号で帝国大学名誉教授、官立大学名誉教

授、高等師範学校名誉教授、文部省直轄諸学校名誉教授、陸軍名誉教授、海軍名誉教授、水産講習所名誉教授及高等

商船名誉教授ノ待遇ニ関スル件に改称。一九四六・七・六勅令第三五三号で廃止。

三名誉教授推薦内規

〔一五〕

評議会決定  
一九二二(大正一〇)年二月三日

一 満式十年以上本学ニ教授トシテ勤続シ(助教教授在職年数ハ其半数トシテ之ヲ通算ス)タル者ニ対シテハ総長ハ評議会ノ議ヲ経テ之ヲ名誉教授ニ推薦ス

一 前項ニ該当セザル者ト雖トモ当該学部教授会ニ於テ三分ノ二以上ノ同意ヲ得テ申請セラレタル者ハ総長ハ之ヲ評議会ニ諮リ其三分ノ二以上ノ賛成ヲ得テ名誉教授ニ推薦ス

改正 昭三・六・二八

〔注〕一九五〇・九・一五達示第一三三号で廃止。

四 帝国大学等の名誉教授に関する件(抄)

〔二〕

勅令第三五三号  
一九四六(昭和二二)年七月五日(官報七月六日)

朕は、帝国大学等の名誉教授に関する勅令を裁可し、ここにこれを公布せしめる。

御名 御璽

昭和二十一年七月五日

内閣総理大臣 吉田 茂

文部大臣 田中耕太郎

農林大臣 和田 博雄

運輸大臣 平塚常次郎

勅令第三百五十三号

帝国大学又は官立若しくは公立の大学に、教育上功勞のあつた者又は學術上功績のあつた者及び帝国大学又は官立若しくは公立の大学の予科又はこれらの大学の附屬専門部、官立若しくは公立の高等学校若しくは専門学校又は官立教員養成諸学校に教育上功勞のあつた者には、文部大臣の奏薦により、夫々の学校又は大学予科若しくは大学附屬専門部の名譽教授の名称を与へることができる。  
前項の名譽教授は一級官待遇とする。

附則

この勅令は、公布の日から、これを施行する。但し第一項、第二項及び附則第二項の規定中官立大学名譽教授に関する部分並びに附則第六項の規定は、昭和二十一年四月一日から、これを適用する。

〔中略〕大正四年勅令第百五十二号は、これを廃止する。帝国大学令の一部を次のやうに改正する。

第十三条を削る。

〔中略〕

この勅令を施行する際に、現に、帝国大学、高等師範学校又はその他の文部省直轄諸学校の名譽教授の名称を有する者は、夫々の勅令により、名譽教授の名称を与へられたいものとみなす。

改正 昭三二政令二〇四

〔注〕一九四七・九・三〇政令第二〇四号で国立総合大学等の名譽教授に関する件に改称。

一九五〇・四・一九法律第一〇三号で廃止。

五 学校教育法一部改正〔抄〕〔当該大学による名譽教授の称号授与〕

法律第一〇三号

一九五〇〔昭和二五〕年四月一九日

学校教育法の一部を改正する法律

学校教育法〔昭和二十二年法律第二十六号〕の一部を次のやうに改正する。

〔中略〕

第六十八条の次に次の一条を加える。

第六十八條の二 大学は、大学に学長、教授、助教授又は講師として多年勤務した者であつて、教育上又は學術上特に功績のあつた者に対し、当該大学の定めるところにより、名譽教授の称号を授与することができる。

〔中略〕

第九十四條中「学位令」を

〔学位令

国立総合大学等の名譽教授に関する勅令 に改める。

水産講習所の名譽教授に関する勅令  
高等商船学校の名譽教授に関する勅令 一

〔中略〕

第九十八條の次に次の一條を加える。

第九十八條の二 第六十八條の二の規定により名譽教授の称号を授与する場合には、当分の間、旧大学令、旧高等学校令、旧専門学校令又は旧教員養成諸学校官制の規定による大学、大学予科、高等学校高等科、専門学校及び教員養成諸学校並びに文部大臣の指定するこれらの学校に準ずる学校の校長（総長及び学長を含む。以下本条において同じ。）又は教員としての勤務を考慮することができるものとする。

前項に掲げる学校は、当該学校の校長又は教員として勤務した者に対し、第六十八條の二の規定に準じて名譽

教授の称号を授与することができる。

附則

1 この法律は、公布の日から施行し、昭和二十五年四月一日から適用する。

〔以下略〕

### 六 名譽教授称号授与規程

〔六〕  
達示第一三〇号

一九五〇（昭和二五）年九月一五日

#### 京都大学名譽教授称号授与規程

第一条 本学は、本学に多年勤務した教授で、教育上又は學術上功績のあつた者に京都大学名譽教授の称号を授ける。

第二条 前条の勤務年数は、左の標準による。

一 二十年以上、但し学長として特に功勞の顯著であつた者および教授として特に學術上の功績の顯著であつた者は、この年数に達しなくても選考することができる。

二 本学の助教授の勤務年数は、その二分の一を、専任講師の勤務年数は、その三分の一を、第一号の勤務年

数に加算する。

三 本学に包括した旧制諸学校中大学の学長、教授の勤務年数は、第一号の勤務年数に助教授、専任講師の勤務年数は、第二号の勤務年数に加算する。その他の学校の校長、教授の勤務年数は、その二分の一を第一号の勤務年数に加算する。

第三条 第一条の該当者に名誉教授の称号を授けようとするときは、当該部長は、教授会又はこれに代るべき会議でその構成員の三分の二以上の同意を得て、学長に内申しなければならない。

2 学長は、前項の内申があつたときは、評議会の三分の二以上の同意を得て、名誉教授の称号授与の手續をとる。  
第四条 前任学長に対しては、評議員の三分の一以上の申出により学長は評議会の三分の二以上の同意を得て、名誉教授の称号授与の手續をとる。

附則

1 この規程は、昭和二十五年九月十二日から施行し、昭和二十五年四月一日から、適用する。

2 京都大学名誉教授推薦内規(大正十年二月三日評議会決定)は、廃止する。

改正 昭三九・六・九達示九号、昭四三・七・二四総長裁定、昭四

九・四・九達示一八号、平八・一二・一七達示六六号

六 外国人教員・客員教員

一 帝国大学及文部省直轄諸学校雇外国人ニ関スル件(二

勅令第九六号

一八九三(明治二〇)年九月九日(官報九月一日)

朕帝国大学及文部省直轄諸学校雇外国人ニ関スル件ヲ裁可

シ茲ニ之ヲ公布セシム

御名 御璽

明治二十六年九月九日

内閣総理大臣 伯爵 伊藤博文  
文部大臣 井上 毅

勅令第九十六号

帝国大学及文部省直轄諸学校ニ於テ学科教授ノ必要アルトキハ帝国大学総長及直轄諸学校長ハ文部大臣ノ許可ヲ受ケ雇外国人ヲシテ教官ノ職務ニ当ラシムルコトヲ得

改正 大九勅令七四、昭四勅令四五、昭三政令二〇四

[注] 一九二〇・四・一勅令第七四号で帝国大学、官立大学及文

部省直轄諸学校雇外国人ニ関スル件に改称。一九二九・四・一勅令第四五号で帝国大学、官立大学、高等師範学校及文部省直轄諸学校雇外国人ニ関スル件に改称。一九四七・九・二〇政令第二〇四号で国立総合大学、官立大学、高等師範学校及文部省直轄諸学校雇外国人ニ関スル件に改称。

第七項に規定する勤務の契約により、外国人を教授又は研究に従事させることができる。  
2 国立大学の学長は、前項の規定により教授又は研究に従事する外国人で適当と認められる者に対しては、客員教授を称せしめることができる。  
3 前二項の規定の実施に関し必要な事項については、別に文部大臣が定める。

二 国立学校設置法施行規則一部改正〔抄〕〔外国人教員、客員教授を規定〕

〔一〕

文部省令第一七号  
一九六五(昭和四〇)年三月三十一日

国立学校設置法施行規則の一部を改正する省令  
国立学校設置法施行規則(昭和三十九年文部省令第十一号)の一部を次のように改正する。

〔中略〕

第一章第六節第三十一条の前に次の一条を加える。

〔客員教授等〕

第三十条の二 国立大学の学長は、文部大臣の承認を受け、国家公務員法(昭和二十二年法律第二十号)第二条

附則

1 この省令は、昭和四十年四月一日から施行する。

〔以下略〕

三 客員教授選考基準

〔六〕  
達示第一一号  
一九七二(昭和四七)年三月二日

京都大学客員教授選考基準

第一条 国立学校設置法施行規則(昭和三十九年文部省令第十一号)第三十条の二第二項の規定に基づく本学客員教授(以下「客員教授」という。)の選考については、この基準の定めるところによる。

第二条 客員教授として選考できる者は、次の各号に該当する者とする。

- 一 本学において専攻分野について教授もしくは研究に従事する外国人または従事することが予定されている外国人で、その招へい期間が引き続き三月以上の者であること。
- 二 本学教授と同等以上の資格があると認められる者であること。

第三条 客員教授の選考は、当該教授会またはこれに代わる会議の議に基づき、総長が行なう。

第四条 客員教授については、勤務の契約書に、客員教授として委嘱する旨を明記するものとする。

附 則

この基準は、昭和四十七年三月二十一日から施行する。

改正 昭五一・一二・二二達示四六号、昭五八・一二・一五達示二

五号、平四・一一・一〇達示五五号

〔注〕一九九二・一一・一〇達示第五五号で客員教授及び客員助教授選考基準に改称。

四 国立学校設置法施行規則一部改正〔抄〕〔客員教授を規定〕  
〔二〕

文部省令第一八号  
一九七六（昭和五一）年五月一〇日

国立学校設置法施行規則の一部を改正する省令

国立学校設置法施行規則（昭和三十九年文部省令第十一号）の一部を次のように改正する。

〔中略〕

第三十条の二の見出しを「（外国人教員）」に改め、同条第二項を削り、同条第三項中「前二項」を「前項」に改め、同項を同条第二項とし、同条の次に次の一条を加える。

（客員教授）

第三十条の三 国立大学又は国立短期大学の学長は、常時勤務の教員以外の職員で当該大学若しくは短期大学の教授若しくは研究に従事する者又は前条第一項の規定により教授若しくは研究に従事する外国人のうち、適当と認められる者に対しては、客員教授を称を（*Guest Professor*）しめることができる。

2 前項の規定の実施に関し必要な事項については、別に文部大臣が定める。

〔中略〕

附則

1 この省令は、公布の日から施行する。

〔以下略〕

五 招へい外国人学者等受入れ要項

〔一四〕

総長裁定

一九七七(昭和五二)年三月二日

京都大学招へい外国人学者等受入れ要項

一 この要項は、本学における国際交流の一層の進展に資するため、外国人研究者の本学への受入れに関し必要な事項を定める。

二 外国人研究者で次の各号に該当するものは、京都大学招へい外国人学者(以下「招へい外国人学者」という。)として受け入れるものとする。

(一) 国立学校設置法施行規則(昭和三十九年文部省令第 十一号)第三十条の二の勤務の契約による者でないこと。

(二) 原則として一年以上にわたつて部局の研究教育に貢献する者であること。

(三) 本学の教授、助教授又は講師と同等以上の資格があると認められる者であること。

三 招へい外国人学者の受入れは、当該教授会(又はこれに代わる機関。以下同じ。)の議に基づき、当該部局の長が行う。

四 招へい外国人学者の受入れ期間は、一年以内とする。ただし、必要がある場合は、三と同様の手続により、その期間を延長することができる。

五 招へい外国人学者のうち、次の各号に該当する者で適当と認められるものに対しては、総長は、当該教授会の議に基づき、京都大学招へい教授を称せしめることができる。

(一) その受入れ期間が引き続き三月以上の者であること。  
(二) 本学教授と同等以上の資格があると認められる者であること。

六 次の各号に掲げる者で本学の申請又は推薦によるものは、招へい外国人学者として受け入れる場合を除くほか、京都大学外国人共同研究者(以下「外国人共同研究者」という。)として受け入れるものとする。

(一) 日本学術振興会の国際交流事業により招へいされる外国人研究者

(二) 日本国際教育協会の帰国外国人留学生短期研究制度により招へいされる外国人研究者

七 本学以外の申請又は推薦による六の各号に掲げる者で、本学において一月以上滞在するものは、招へい外国人学者として受け入れる場合を除くほか、外国人共同研究者として受け入れることができる。

八 外国人共同研究者の受入れは、当該部局の長が行う。

九 二から八までに定めるもののほか、招へい外国人学者及び外国人共同研究者の受入れに関し必要な事項は、当該部局の定めるところによる。

十 外国に長期間滞在する日本国籍を有する研究者の受入れについては、この要項による外国人研究者に準じて取り扱うことができる。

十一 この要項は、昭和五十二年四月一日から実施する。ただし、この要項実施の際現に本学に受け入れられている外国人研究者の取扱については、この要項の定めにかかわらず、なお従前の例による。

六 国立又は公立の大学における外国人教員の任用等に關する特別措置法 〔二〕

法律第八九号  
一九八二(昭和五七)年九月一日

国立又は公立の大学における外国人教員の任用等に關する特別措置法をここに公布する。

御名 御璽

昭和五十七年九月一日

内閣総理大臣 鈴木 善幸

法律第八十九号

国立又は公立の大学における外国人教員の任用等に關する特別措置法

(目的)

第一条 この法律は、国立又は公立の大学等において外国人を教授等に任用することができることとするに由り、大学等における教育及び研究の進展を図るとともに、學術の国際交流の推進に資することを目的とする。

(外国人の国立又は公立の大学の教授等への任用等)

第二条 国立又は公立の大学においては、外国人(日本の国籍を有しない者をいう。以下同じ。)を教授、助教授又は講師(以下「教員」という。)に任用することができる。

2 前項の規定により任用された教員は、外国人であることを理由として、教授会その他大学の運営に関与する合議制の機関の構成員となり、その議決に加わることを妨げられるものではない。

3 第一項の規定により任用される教員の任期については、大学管理機関の定めるところによる。

(外国人の国立大学共同利用機関等の職員への任用等)

第三条 国立学校設置法(昭和二十四年法律第百五十号)第三章の三及び第三章の四に規定する機関においては、外国人を国立の大学の教員に相当するこれらの機関の職員又は当該機関の運営に関する重要事項について、当該機関の長に助言し、若しくはその諮問に応ずる職員に任用することができる。

2 前条第三項の規定は、前項の規定により任用される職員について準用する。この場合において、同条第三項中「大学管理機関」とあるのは、「文部省令で定めるところにより任命権者」と読み替えるものとする。

(解釈規定)

第四条 第二条第一項及び前条第一項の規定は、国立の大学及び同項に規定する機関において国家公務員法(昭和二十二年法律第百二十号)第二条第七項に規定する勤務の契

約により教育又は研究に従事する外国人を採用することを妨げるものではない。

附則

(施行期日)

1 この法律は、公布の日から施行する。

(暫定措置)

2 第二条第三項中「大学管理機関」とあるのは、当分の間、「評議会(一個の学部を置く大学又は一個の研究科を置く学校教育法(昭和二十二年法律第二十六号)第六十八条の二の大学にあつては、教授会)の議に基づき学長」とする。

内閣総理大臣 鈴木 善幸

文部大臣 小川 平二

自治大臣 世耕 政隆

七 京都大学において任用される外国人の教員の任期に関

する規程

〔六〕 達示第一号

一九八三(昭和五八)年一月二二日

京都大学において任用される外国人の教員の任期に

関する規程

第一条 京都大学において任用される外国人の教員の国立又は公立の大学における外国人教員の任用等に関する特別措置法(昭和五十七年法律第八十九号)第二条第三項の規定に基づく任期については、この規程の定めるところによる。

第二条 京都大学において任期を定めて任用される外国人の教員の任期は、三年とし、再任を妨げない。

第三条 前条の規定にかかわらず、外国人の教員の任期については、部局(別表に掲げるものをいう。)ごとに評議会の議を経て、別段の定めをすることができる。

附則

この規程は、昭和五十八年二月二十二日から施行する。

別表

各 学 部	医用高分子研究センター
教 養 部	放射線生物研究センター
各 研 究 所	超高層電波研究センター
ヘリオトロン核融合研究センター	大型計算機センター
放射性同位元素総合センター	東南アジア研究センター
環境保全センター	保健管理センター
情報処理教育センター	体育指導センター

改正

昭六一・五・二〇達示一二号、昭六三・五・一〇達示三三号、平二・七・一〇達示三三三号、平三・五・二八達示二〇号、平五・三・九達示一七号、平六・九・二七達示二五号、平七・七・一一達示二五号、平八・五・一四達示四四号、平九・四・一達示二五号

七 副 手

一 副 手 規 程

一九〇九(明治四二)年一一月一五日 達示第二八号

副 手 規 程

第一条 京都帝国大学各分科大学ニ副手ヲ置キ無給トス但事宜ニ依リ有給トスルコトアルヘシ

第二条 副手ハ大学院学生、分科大学卒業生若クハ分科大学卒業生ト同等以上ノ学力ヲ有スル者ニ限り分科大学長若クハ医院長ノ稟申ニ依リ総長之ヲ囑託ス

第三条 副手ハ教授助教教授ノ指揮ヲ承ケ學術技芸ニ関スル職務ニ従事ス

附 則

第四条 本学医科大学副手規程ハ之ヲ廃止ス

改正

大八・四・七、昭六・五・四達示四号、昭三二・五・八達示  
一五号